

■ Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック 検索コード **0300018040**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。
※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申し込みの際は、 「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申し込みの際は、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合は、三井住友海上プライマリー生命の下照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。
その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの
金融庁ホームページで
ご確認ください。



この保険の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険です。

- ・契約の主体はお客さまと保険会社であり、募集代理店である銀行は媒介のみを行います。保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店におけるほかのお取引に影響を及ぼすことはありません。
- ・借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約払戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借り入れを前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- ・保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：平日 9時00分～17時00分
(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



UD
FONT
by MORISAWA

©2023 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2304523-B5 2023.04 NRFG MSPL-2304-A-0001-00

三井住友海上プライマリー生命の通貨選択型年金保険

かがやきの架け橋

通貨選択生存保障重視型個人年金保険



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット

P1～

契約概要

P29～

注意喚起情報

P41～

Web版「ご契約のしおり・約款」
のご案内

裏表紙



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする
生命保険です。

預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

募集代理店

MIZUHO

みずほ銀行

引受保険会社

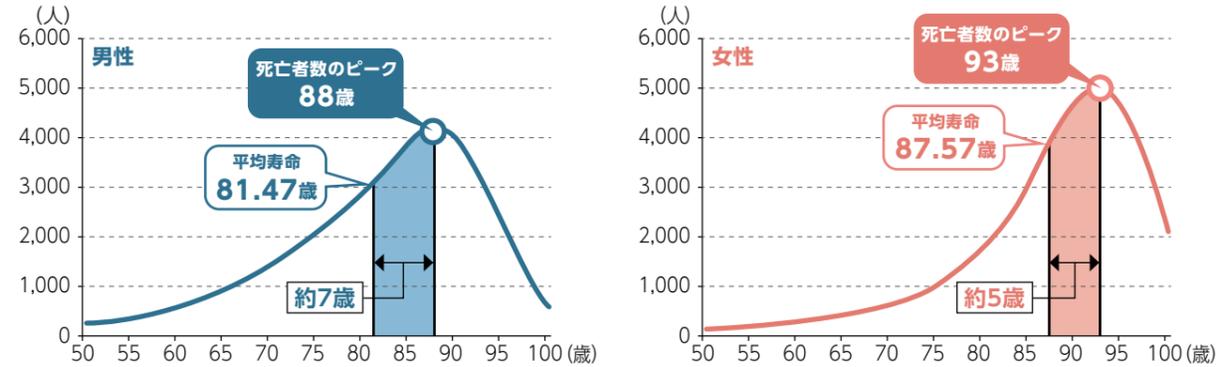
三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP

セカンドライフを取り巻く環境

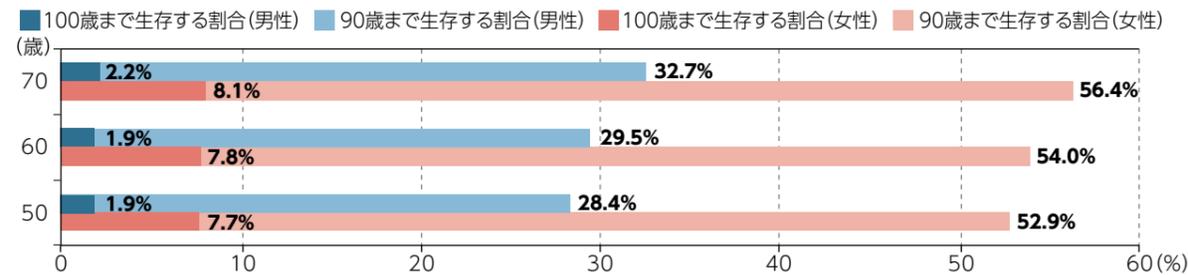
日本人の平均寿命は男性約81歳、女性約88歳。
女性の約2人に1人は90歳まで長生きをする時代になりました。

■ 年齢別死亡者数*



*10万人の出生児が、生命表の年齢別死亡率に従って死亡するとした場合の死亡数

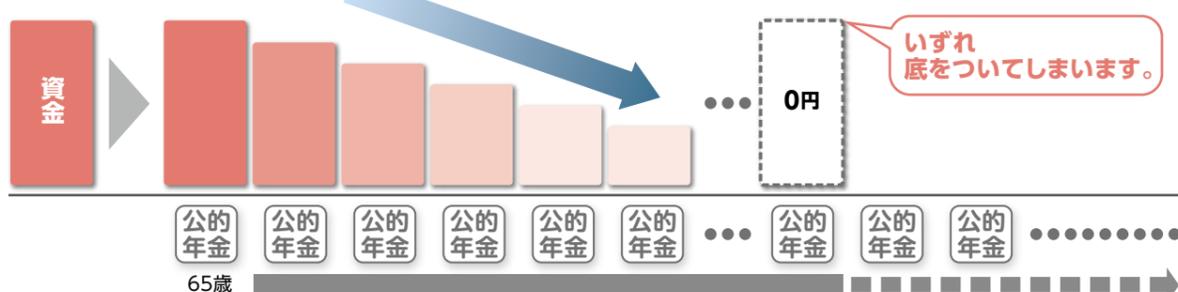
■ 90歳および100歳までの生存率



【出典について】厚生労働省「令和3年簡易生命表」

今まで貯めてきたセカンドライフのための資金。
その資金を取崩すだけでは、いずれ底をついてしまいます。

<イメージ図>



※公的年金のお取り扱いについては、2022年12月1日現在の制度に基づくもので、将来変更されることがあります。くわしい取り扱いにつきましては、所轄の年金事務所または社会保険労務士等にご確認ください。

「かがやきの架け橋」は
年金額をより大きくする工夫により、
長生きに備える年金保険です。

Point 1

お客様のライフプランにあわせた年金を設計できます。

くわしくは次ページのPoint 1へ

Point 2

外貨または円で運用します。

※この保険には為替リスクがあります。下記の「この保険のご検討にあたっての留意事項」をご確認ください。

くわしくは次ページのPoint 2へ

Point 3

年金額をより大きくする工夫があります。

くわしくは次ページのPoint 3へ

当パンフレットでは、各アイコンはつぎの年金種類を指します。

終身年金	死亡時保証なし型	死亡時保証80%型	死亡時保証100%型	確定年金
終身年金	死亡時保証なし型 終身年金	死亡時保証80%型 終身年金	死亡時保証100%型 終身年金	確定年金

この保険のご検討にあたっての留意事項

■ 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金、年金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■ 積立利率について

この保険に適用される積立利率は、契約日・契約年齢・契約通貨・据置期間および年金の種類等により異なります。また、市場金利の影響で積立利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。ご契約に際しては、必ず三井住友海上プライマリー生命が定める最新の積立利率をご確認ください。

■ 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により変動することとなります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。解約の他に、死亡時保証80%型終身年金、死亡時保証100%型終身年金および確定年金において一括で年金を受け取る場合にも市場調整が適用され、一括支払額と既払年金累計額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。

■ 預金などとの違いについて

この保険は三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。よって元本の保証はありません。

「かがやきの架け橋」のしくみと特徴について

Point 1 お客さまのライフプランにあわせた年金を設計できます。

- 据置期間は、0年*~10年(年単位)でお選びいただけます。
- 年金種類は、死亡保障等の異なる3つの終身年金と確定年金から選択できます。

Point 2 外貨または円です運用します。

- 契約通貨は、米ドル、豪ドル、または円からお選びいただけます。



■ 契約日以降はご選択いただいた一時払保険料の払込通貨と契約年金等(以下、保険金等)受取時場合に、為替相場の変動による額を一時払保険料の払込通貨でいただいた金額を下回る可能性があります。

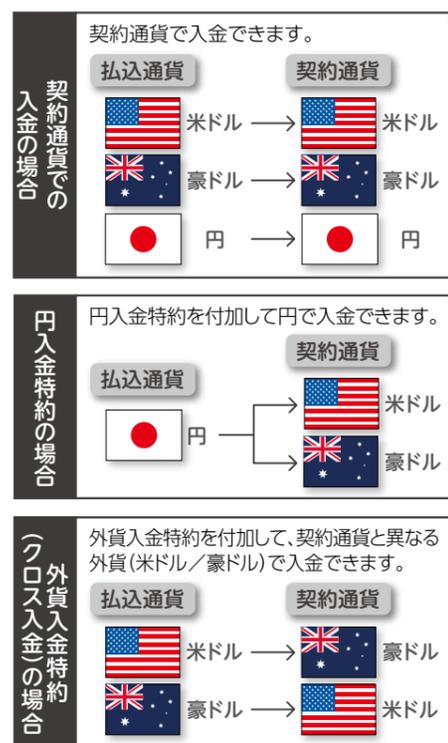
■ 契約通貨を変更することはできません。通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金の額が一時払保険料の払込通貨と異なる影響を受けます。したがって、保険金等の合計換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みがあり、損失が生じるおそれがあります。

Point 3 年金額をより大きくする工夫があります。

- 据置期間を長くすることで、年金額をより大きくできます。
- 死亡保障を低く抑え、トンチン性を高めた年金種類を選択することで、年金額をより大きくできます。

トンチン性についてはP5へ

【イメージ図】



*確定年金の場合、据置期間0年は選択できません。

※上図はイメージ図であり、解約払戻金額や年金額等を保証するものではありません。

4つの年金種類からご選択いただけます



年金支払開始日以後(据置期間0年を選択された場合は契約日以後)は、解約することができません。(解約は据置期間中のみのお取り扱いです。)ただし、年金種類によっては、年金の一括支払ができます。

各年金種類の特徴等については、P7~P14、P30~P32をご覧ください。

ご契約時にご負担いただく費用	外貨で契約を締結することで生じる費用	ご解約時にご負担いただく費用
(米ドル・豪ドル) 一時払保険料の5%	● 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、仲値(TTM)に対し、右記のとおり差がありますので、為替相場に変動がない場合であっても、その差額が通貨転換時のご負担となります。 仲値(TTM)は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。	ご解約時にご負担いただく費用はありません。
(円) 一時払保険料の3%	● 一時払保険料の振り込み、保険金等の受け取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。	
	保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭
	保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)
	保険金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭

⚠️ ご注意ください

■ 「かがやきの架け橋」は、据置期間中の死亡保障や解約払戻金を低く抑えることにより、年金額を大きくするしくみのため、死亡保険金や解約払戻金が契約通貨建てで一時払保険料を上回ることはありません。また、「死亡時保証なし型終身年金」または「死亡時保証80%型終身年金」の年金種類を選択した場合、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額またはその累計額と死亡一時金額との合計が一時払保険料を下回る場合があります。

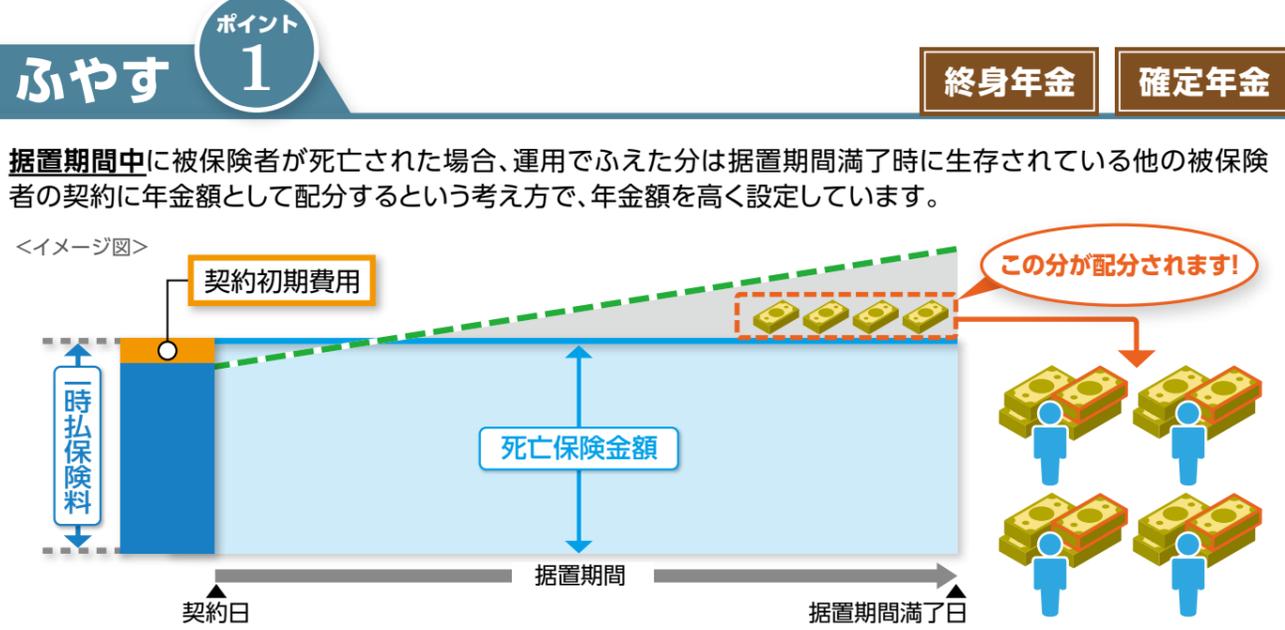
■ ご契約後は、据置期間(年金支払開始日)の変更はできません。

■ 死亡保険金、解約払戻金、年金等(以下、保険金等)は契約通貨建てとなります。契約通貨が外貨の場合、円でもお受け取りいただけますが、円での受取額は為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を円換算した金額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

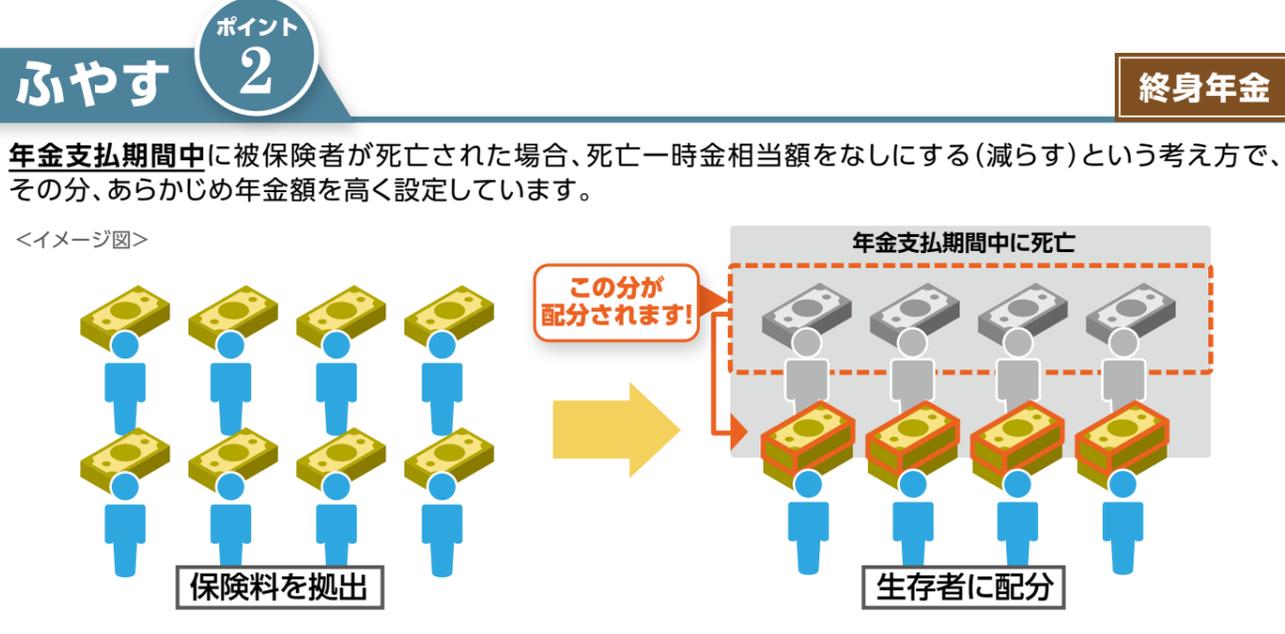
年金額をより大きくする工夫について

ふやす

「かがやきの架け橋」は、「トンチン性*1」を高めた2つのポイントで、受け取る年金額を大きくする工夫をしています。



*上図はイメージ図であり、実際の年金額を表すものではありません。



*上図はイメージ図であり、実際の年金額を表すものではありません。

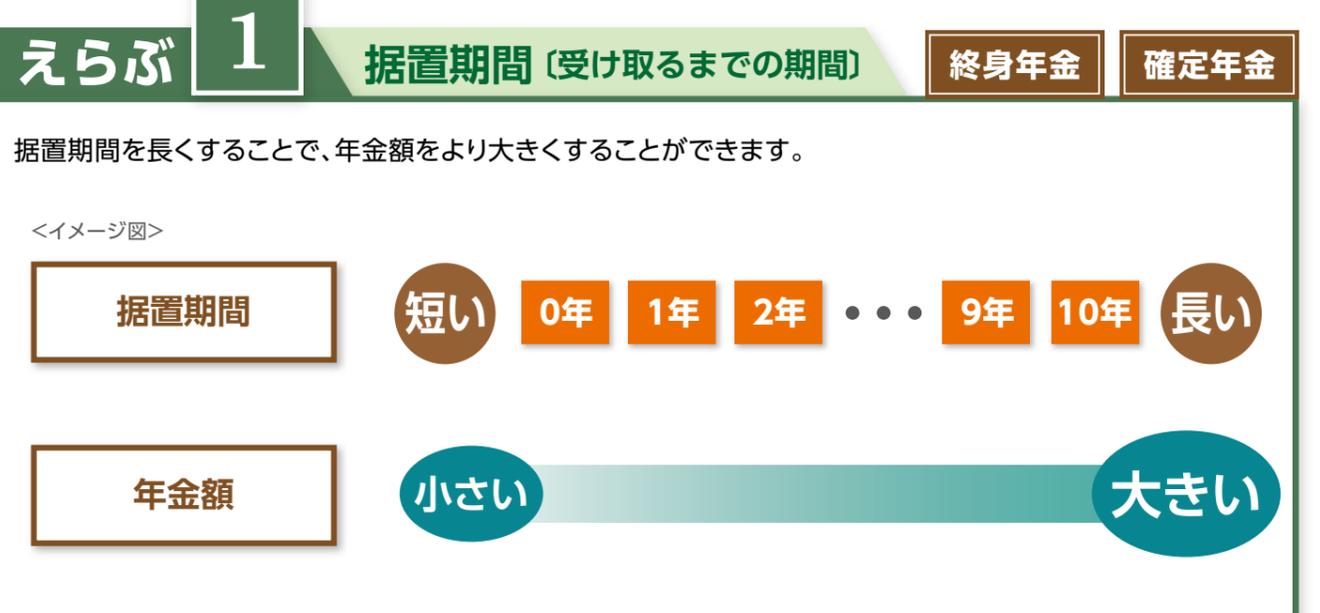
*1 トンチン性とは?

この保険では、「トンチン」と呼ばれる、「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受け取ることができます。イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来しています。

*上記は「トンチン性」を簡易的に説明したもので、すべてを網羅するものではありません。また、その内容を保証するものではありません。

えらぶ

年金額は、お選びいただく **据置期間** と **保証割合*2** によって異なります。



*確定年金の場合、据置期間0年は選択できません。



*2 保証割合とは?

「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。



選択される年金種類によって、死亡一時金がないもしくは少なくなる場合があります。**ご家族にも、あらかじめこの特徴をお伝えください。**

年金種類ごとの詳しい説明はP7~P14

選択いただく年金種類等による個別のご留意事項はP55~P56

「かがやきの架け橋」のしくみ①

死亡時保証なし型

死亡保障よりも年金額の大きさを重視される方へ。

年金支払期間中の死亡一時金を「なし」にすることで、選べる年金種類の中では年金額を一番大きくすることができます。

※年金種類以外の契約条件が同一の場合。

年金支払開始前

- 据置期間中に被保険者が死亡された場合は、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。
- 据置期間中に解約する場合、基本保険金額を上限とした解約払戻金をお支払いします。
- 年金支払開始日以前に限り、保証割合*1の異なる終身年金に変更することができます。(確定年金への変更はできません。)

※据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。

年金支払開始後

- 年金支払期間中に被保険者が死亡された場合の死亡一時金はありません。
- 年金支払開始日以後(据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後)は、解約することはできません。

年金のお受け取りについて

- 年金支払期間中、被保険者が生存している間は、毎年の契約応当日に、同額の年金*2をお受け取りいただけます。
- 年金種類以外の契約条件が同一の場合、年金額の大きさは



- となります。
- 将来の年金のお支払にかえて一括で年金を受け取る年金の一括支払はありません。

*2 据置期間が0年(年金支払開始日=契約日)の場合、第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。

〈年金額例〉

【前提条件】

契約通貨：米ドル/払込保険料：1,000万円(円入金特約付加)
一時払保険料(基本保険金額)：10万ドル/積立利率：2.00%/為替レート：100円

※記載の前提条件は、契約内容の一例を示すものであり、実際の契約内容は個別契約ごとに異なります。

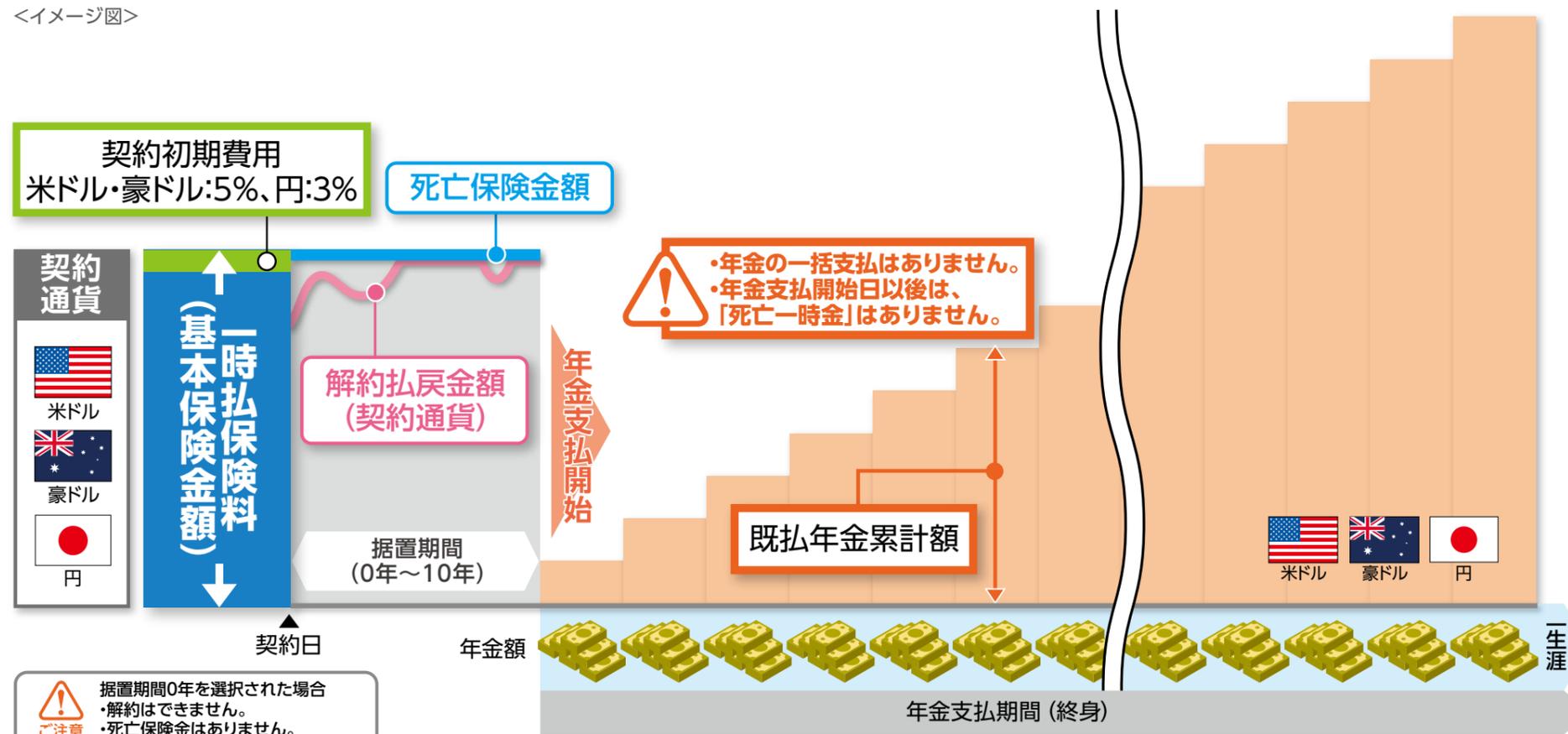
男性 契約年齢(被保険者の年齢) 65歳

		年金額	100歳時点の既払年金累計額	既払年金累計額が一時払保険料を上回る年齢
据置期間 0年	契約通貨建て	5,230ドル	188,280ドル	84歳
	円換算額	52.3万円	1,882.8万円	
据置期間 5年	契約通貨建て	6,680ドル	207,080ドル	84歳
	円換算額	66.8万円	2,070.8万円	
据置期間 10年	契約通貨建て	8,850ドル	230,100ドル	86歳
	円換算額	88.5万円	2,301.0万円	

女性 契約年齢(被保険者の年齢) 65歳

		年金額	100歳時点の既払年金累計額	既払年金累計額が一時払保険料を上回る年齢
据置期間 0年	契約通貨建て	4,250ドル	153,000ドル	88歳
	円換算額	42.5万円	1,530.0万円	
据置期間 5年	契約通貨建て	5,330ドル	165,230ドル	88歳
	円換算額	53.3万円	1,652.3万円	
据置期間 10年	契約通貨建て	6,910ドル	179,660ドル	89歳
	円換算額	69.1万円	1,796.6万円	

<イメージ図>



据置期間0年を選択された場合
ご注意
・解約はできません。
・死亡保険金はありません。

*1 「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。 ※上図はイメージ図であり、解約払戻金額や年金額等を保証するものではありません。

ご注意ください

- 年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額が一時払保険料を下回る場合があります。
- 年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な年金額や既払年金累計額が一時払保険料を上回るまでにかかる年数等の情報については、保険設計書にてご確認ください。

※記載の円換算額は、契約通貨建ての年金額を、前提条件の為替レートで換算した金額です。実際は年金支払日における三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを用いて円に換算します。そのため、実際の年金額と異なる場合があります。
※年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。
※据置期間0年の場合における第1回の年金に付される利息は、年金額に考慮していません。

商品パンフレット

「かがやきの架け橋」のしくみ②

死亡時保証
80%型

年金額と死亡保障のバランスを重視される方へ。

年金支払期間中の保証割合*1を基本保険金額の「80%」に抑えることで、のこしながらもより年金額を大きくすることができます。

※年金種類以外の契約条件が同一の場合。

年金支払開始前

- 据置期間中に被保険者が死亡された場合は、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。
- 据置期間中に解約する場合、基本保険金額を上限とした解約払戻金をお支払いします。
- 年金支払開始日以前に限り、保証割合*1の異なる終身年金に変更することができます。(確定年金への変更はできません。)

※据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。

年金支払開始後

- 死亡時保証期間*2中に、被保険者が死亡された場合、基本保険金を控除した額を死亡一時金として、年金受取人(被保険者=年金受取人の場合は後継年金受取人)にお受け取りいただけます。
- 死亡時保証期間*2経過後は、**死亡一時金はありません。**
- 年金支払開始日以降(据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後)は、**解約することはできません。**

年金のお受け取りについて

- 年金支払期間中、被保険者が生存している間は、毎年の契約応当日に、同額の年金*3をお受け取りいただけます。
- 年金種類以外の契約条件が同一の場合、年金額の大きさは



- となります。
- 死亡時保証期間*2中に限り、年金の一括支払*4ができます。

*3 据置期間が0年(年金支払開始日=契約日)の場合、第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。

*4 死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合、年金支払を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受け取りいただくことはできません。

〈年金額例〉

【前提条件】

契約通貨：米ドル／払込保険料：1,000万円(円入金特約付加)
一時払保険料(基本保険金額)：10万ドル／積立利率：2.00%／為替レート：100円

※記載の前提条件は、契約内容の一例を示すものであり、実際の契約内容は個別契約ごとに異なります。

男性 契約年齢(被保険者の年齢) 65歳

		年金額	100歳時点の既払年金累計額	既払年金累計額が一時払保険料を上回る年齢
据置期間 0年	契約通貨建て	4,800ドル	172,800ドル	85歳
	円換算額	48.0万円	1,728.0万円	
据置期間 5年	契約通貨建て	6,160ドル	190,960ドル	86歳
	円換算額	61.6万円	1,909.6万円	
据置期間 10年	契約通貨建て	8,210ドル	213,460ドル	87歳
	円換算額	82.1万円	2,134.6万円	

女性 契約年齢(被保険者の年齢) 65歳

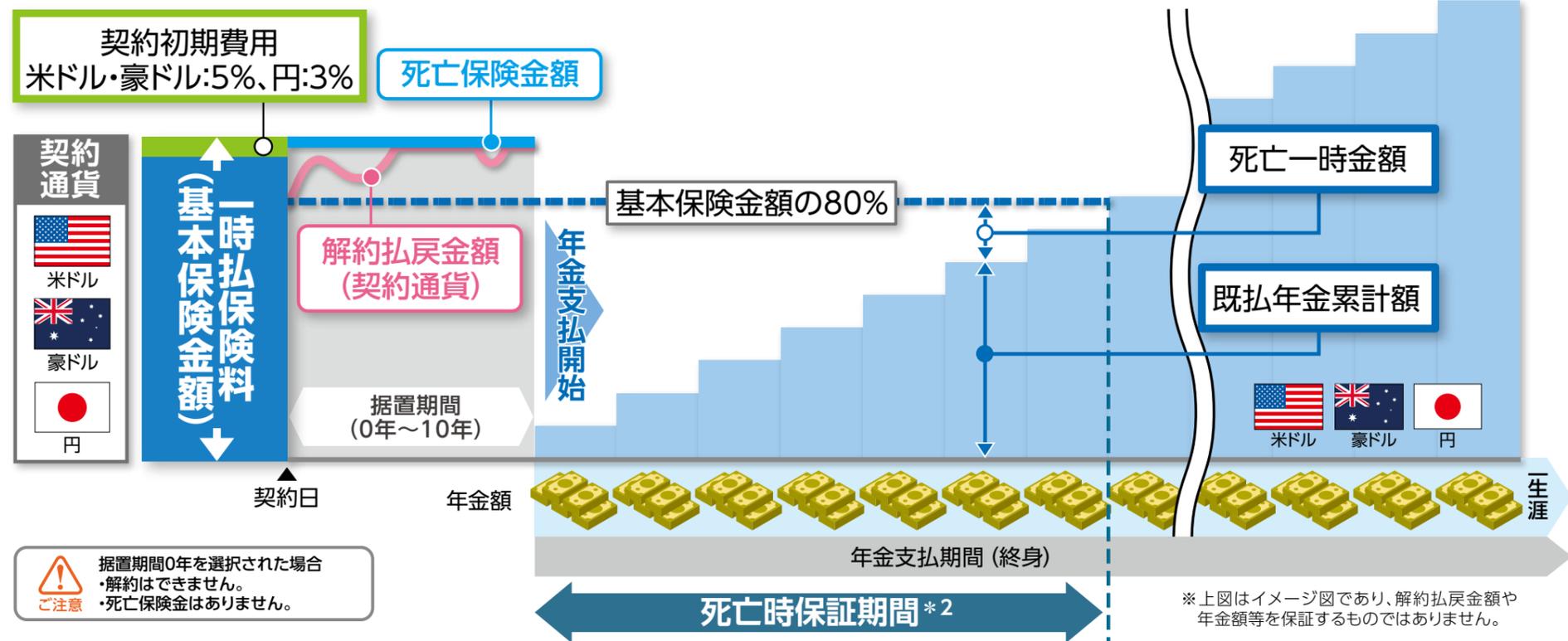
		年金額	100歳時点の既払年金累計額	既払年金累計額が一時払保険料を上回る年齢
据置期間 0年	契約通貨建て	4,100ドル	147,600ドル	89歳
	円換算額	41.0万円	1,476.0万円	
据置期間 5年	契約通貨建て	5,140ドル	159,340ドル	89歳
	円換算額	51.4万円	1,593.4万円	
据置期間 10年	契約通貨建て	6,640ドル	172,640ドル	90歳
	円換算額	66.4万円	1,726.4万円	

※記載の円換算額は、契約通貨建ての年金額を、前提条件の為替レートで換算した金額です。実際は年金支払日における三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートをを用いて円に換算します。そのため、実際の年金額と異なる場合があります。

※年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。

※据置期間0年の場合における第1回の年金に付される利息は、年金額に考慮していません。

<イメージ図>



据置期間0年を選択された場合
・解約はできません。
・死亡保険金はありません。

※上図はイメージ図であり、解約払戻金額や年金額等を保証するものではありません。

*1 「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。

*2 被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から、支払事由が発生した年金の総額が基本保険金額の80%に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。

ご注意ください

- 年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額と死亡一時金額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。
- 将来の年金および死亡一時金のお支払いにかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用となるため、一括支払額が死亡時保証期間の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を多くの場合下回ります。
- 年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な上回るまでにかかる年数等の情報については、保険設計書にてご確認ください。

あります。益が加味されない金額をお支払いすることになります。年金額や既払年金累計額が一時払保険料を上

「かがやきの架け橋」のしくみ③

死亡時保証
100%型

一生涯の年金に加え、死亡保障も重視される方へ。

年金支払期間中の保証割合*1として基本保険金額の「100%」を確保しながら、一生涯の年金も準備することができます。

年金支払開始前

- 据置期間中に被保険者が死亡された場合は、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。
- 据置期間中に解約する場合、基本保険金額を上限とした解約払戻金をお支払いします。
- 年金支払開始日以前に限り、保証割合*1の異なる終身年金に変更することができます。(確定年金への変更はできません。)

※据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。

年金支払開始後

- 死亡時保証期間*2中に、被保険者が死亡された場合、基本保険金を控除した額を死亡一時金として、年金受取人にお受け取りいただけます。
- 死亡時保証期間*2経過後は、死亡一時金はありません。
- 年金支払開始日以降(据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後)は、解約することはできません。

年金のお受け取りについて

- 年金支払期間中、被保険者が生存している間は、毎年の契約応当日に、同額の年金*3をお受け取りいただけます。
- 年金種類以外の契約条件が同一の場合、年金額が大きくなります。



- 死亡時保証期間*2中に限り、年金の一括支払*4ができます。

*3 据置期間が0年(年金支払開始日=契約日)の場合、第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。

*4 死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合、年金支払を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受け取りいただくことはできません。

〈年金額例〉

【前提条件】

契約通貨：米ドル／払込保険料：1,000万円(円入金特約付加)
一時払保険料(基本保険金額)：10万ドル／積立利率：2.00%／為替レート：100円

※記載の前提条件は、契約内容の一例を示すものであり、実際の契約内容は個別契約ごとに異なります。

男性 契約年齢(被保険者の年齢) 65歳

据置期間	契約通貨建て	年金額	100歳時点の既払年金累計額	既払年金累計額が一時払保険料を上回る年齢
		円換算額	円換算額	
0年	米ドル	4,410ドル	158,760ドル	87歳
	円換算額	44.1万円	1,587.6万円	
5年	米ドル	5,720ドル	177,320ドル	87歳
	円換算額	57.2万円	1,773.2万円	
10年	米ドル	7,700ドル	200,200ドル	87歳
	円換算額	77.0万円	2,002.0万円	

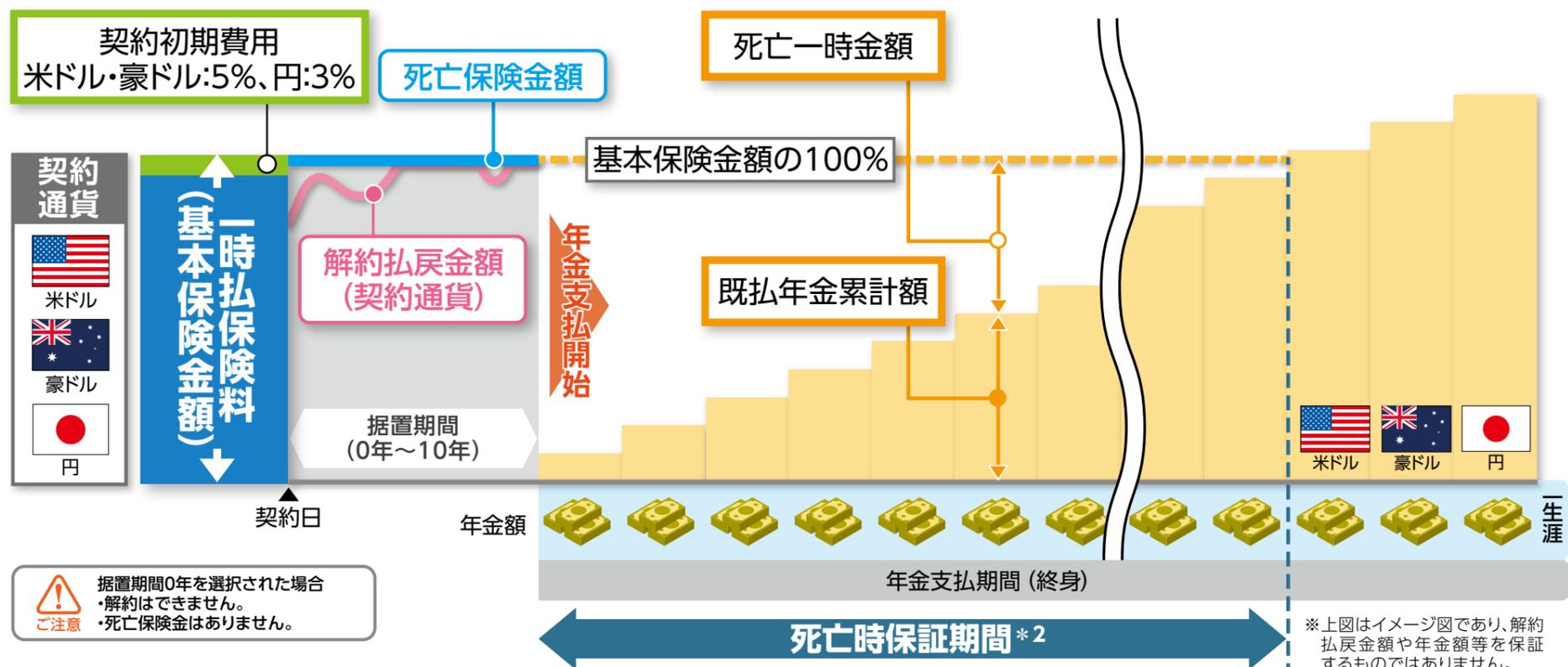
女性 契約年齢(被保険者の年齢) 65歳

据置期間	契約通貨建て	年金額	100歳時点の既払年金累計額	既払年金累計額が一時払保険料を上回る年齢
		円換算額	円換算額	
0年	米ドル	3,940ドル	141,840ドル	90歳
	円換算額	39.4万円	1,418.4万円	
5年	米ドル	4,950ドル	153,450ドル	90歳
	円換算額	49.5万円	1,534.5万円	
10年	米ドル	6,400ドル	166,400ドル	90歳
	円換算額	64.0万円	1,664.0万円	

※記載の円換算額は、契約通貨建ての年金額を、前提条件の為替レートで換算した金額です。実際は年金支払日における三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを用いて円に換算します。そのため、実際の年金額と異なる場合があります。

※年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。
※据置期間0年の場合における第1回の年金に付される利息は、年金額に考慮していません。

<イメージ図>



*1 「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。

*2 被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から、支払事由が発生した年金の総額が基本保険金額の100%に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。

ご注意ください

- 将来の年金および死亡一時金のお支払いにかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになるため、一括支払額が死亡時保証期間の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を多くの場合下回ります。
- 年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な年金額や既払年金累計額が一時払保険料を上回るまでにかかる年数等の情報については、保険設計書にてご確認ください。

商品パンフレット

決まった期間、年金を受け取れます。
据置期間を長くすることで、年金額をより大きくできます。

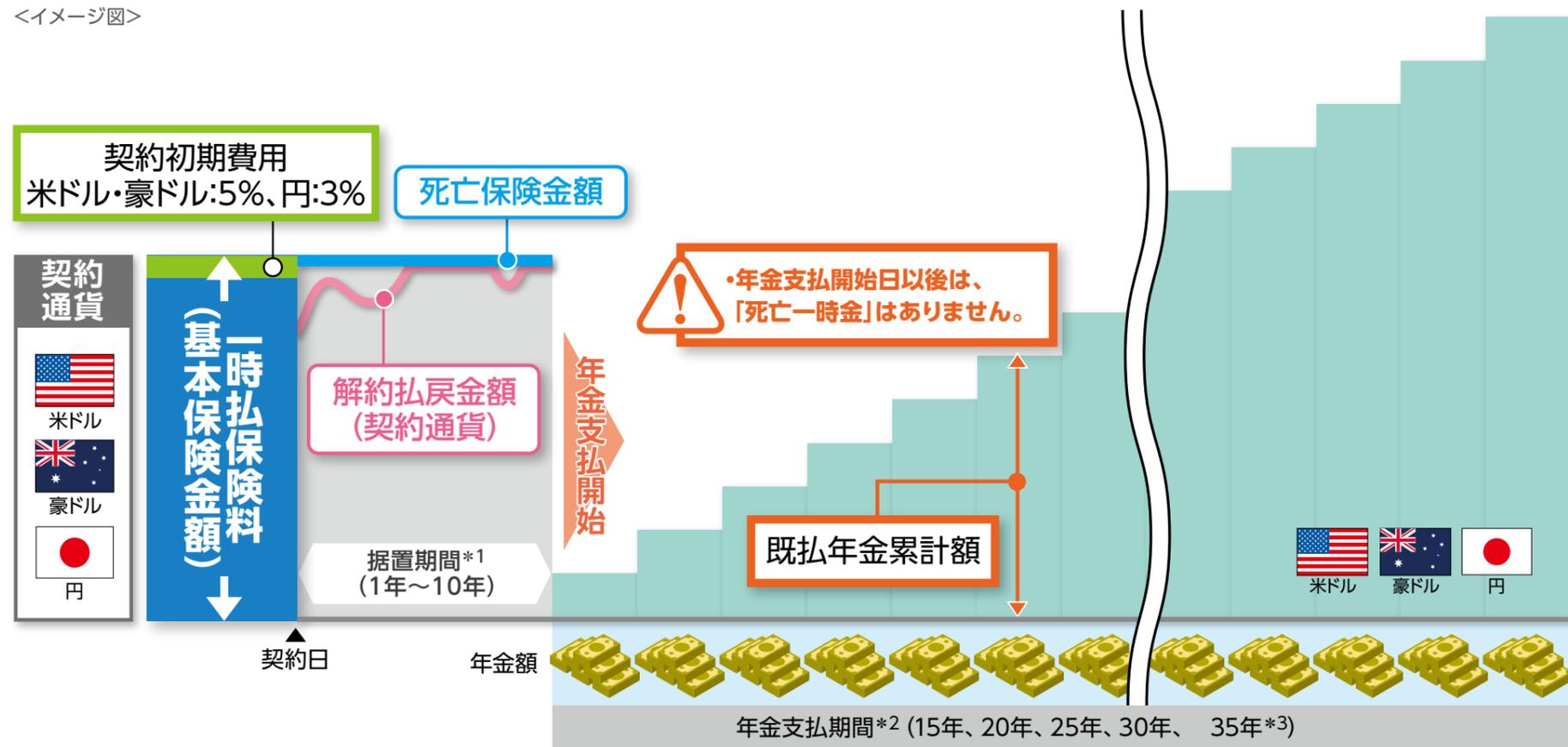
年金支払開始前

- ・据置期間中に被保険者が死亡された場合は、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。
- ・据置期間中に解約する場合、基本保険金額を上限とした解約払戻金をお支払いします。
- ・ご契約後は、終身年金への変更はできません。

年金支払開始後

- ・年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、年金受取人(被保険者=年金受取人の場合は後継年金受取人)に、年金支払期間満了まで年金を引き続きお受け取りいただきます。(死亡一時金はありません。)
- ・年金支払開始日以後(据置期間経過後)は解約することはできませんが、一括で年金を受け取ることができます。

<イメージ図>



*1 据置期間0年は選択できません。
*2 据置期間+年金支払期間の合計が40年未満となります。
*3 年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択できません。

※上図はイメージ図であり、解約払戻金額や年金額等を保証するものではありません。

〈年金額例〉

【前提条件】
契約通貨：米ドル／払込保険料：1,000万円(円入金特約付加)
一時払保険料(基本保険金額)：10万ドル／積立利率：2.00%/為替レート：100円
年金支払期間：25年
※記載の前提条件は、契約内容の一例を示すものであり、実際の契約内容は個別契約ごとに異なります。

男性 契約年齢(被保険者の年齢) 65歳

		年金額	契約時点で確定する年金総額
据置期間 1年	契約通貨建て	4,820ドル	120,500ドル
	円換算額	48.2万円	1,205.0万円
据置期間 5年	契約通貨建て	5,220ドル	130,500ドル
	円換算額	52.2万円	1,305.0万円
据置期間 10年	契約通貨建て	5,820ドル	145,500ドル
	円換算額	58.2万円	1,455.0万円

女性 契約年齢(被保険者の年齢) 65歳

		年金額	契約時点で確定する年金総額
据置期間 1年	契約通貨建て	4,820ドル	120,500ドル
	円換算額	48.2万円	1,205.0万円
据置期間 5年	契約通貨建て	5,220ドル	130,500ドル
	円換算額	52.2万円	1,305.0万円
据置期間 10年	契約通貨建て	5,790ドル	144,750ドル
	円換算額	57.9万円	1,447.5万円

※記載の円換算額は、契約通貨建ての年金額を、前提条件の為替レートで換算した金額です。実際は年金支払日における三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを用いて円に換算します。そのため、実際の年金額と異なる場合があります。
※年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。

ご注意ください

■将来の年金のお支払いにかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用されたうえで、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになります。そのため、一括支払額が年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価相当額を多くした場合下回ります。

お客さまのご要望に応じた年金のご選択例

死亡時保証なし型

を選択することで、死亡一時金相当額のお受け取りを「なし」にする分、年金額をより大きくすることができます。

確定年金

を選択することで、受取期間を終身ではなく一定期間とする分、年金額をより大きくすることができます。



Aさん(58歳女性)

死亡時保証なし型 据置期間7年

死亡時保証なし型を選択した理由

独身なので、のこすことは考えずに、自分のために一生涯つかえる年金が欲しい…。

据置期間7年を選択した理由

1回あたりの年金額が大きくなることと公的年金の受取開始時期に合わせて、据置期間は7年を選択。



Bさん(80歳女性)

死亡時保証なし型 据置期間0年

死亡時保証なし型を選択した理由

夫には先立たれてしまったので、今後の生活が心配。ひとり娘も独身なので、自分に万一のことがあった場合は娘に年金を引き継いであげたい…。

据置期間0年を選択した理由

すぐに受け取りたいので据置期間は0年を選択。

親子リレープランについてはP17



Cさん(67歳男性)

確定年金(受取期間:15年) 据置期間1年

確定年金を選択した理由

元気なうちは、趣味や家族との時間を楽しみたい。そのために、年金を少しでも多く受け取りたい…。

据置期間1年を選択した理由

年金の上乗せとしてすぐに受け取りたいので、確定年金で据置期間が最も短い1年を選択。

死亡時保証80%型

死亡時保証100%型

または を選択することで、死亡時保証期間中に万一死亡された場合には、ご家族へのこすことができます。



Dさん(50歳男性)

死亡時保証100%型 据置期間10年

死亡時保証100%型を選択した理由

今は働いているけど、退職予定の60歳から一生涯受け取れる年金が欲しい。子どももまだ学生なので、自分の万一にも備えたい…。

据置期間10年を選択した理由

退職予定の60歳から年金の受け取りを希望し、据置期間は10年を選択。



Eさん(65歳男性)

死亡時保証80%型 据置期間0年

死亡時保証80%型を選択した理由

これからの収入は公的年金のみ。預貯金の取崩しは将来が心配だし、家族にもある程度のことしたい…。

据置期間0年を選択した理由

すぐに受け取りたいので、据置期間は0年を選択。



Fさん(65歳女性)

死亡時保証100%型 据置期間0年

死亡時保証100%型を選択した理由

夫がのこしてくれた相続財産を活用して、離れて暮らしている子どもに世話をかけることなく、安心してお金をつかいたい…。

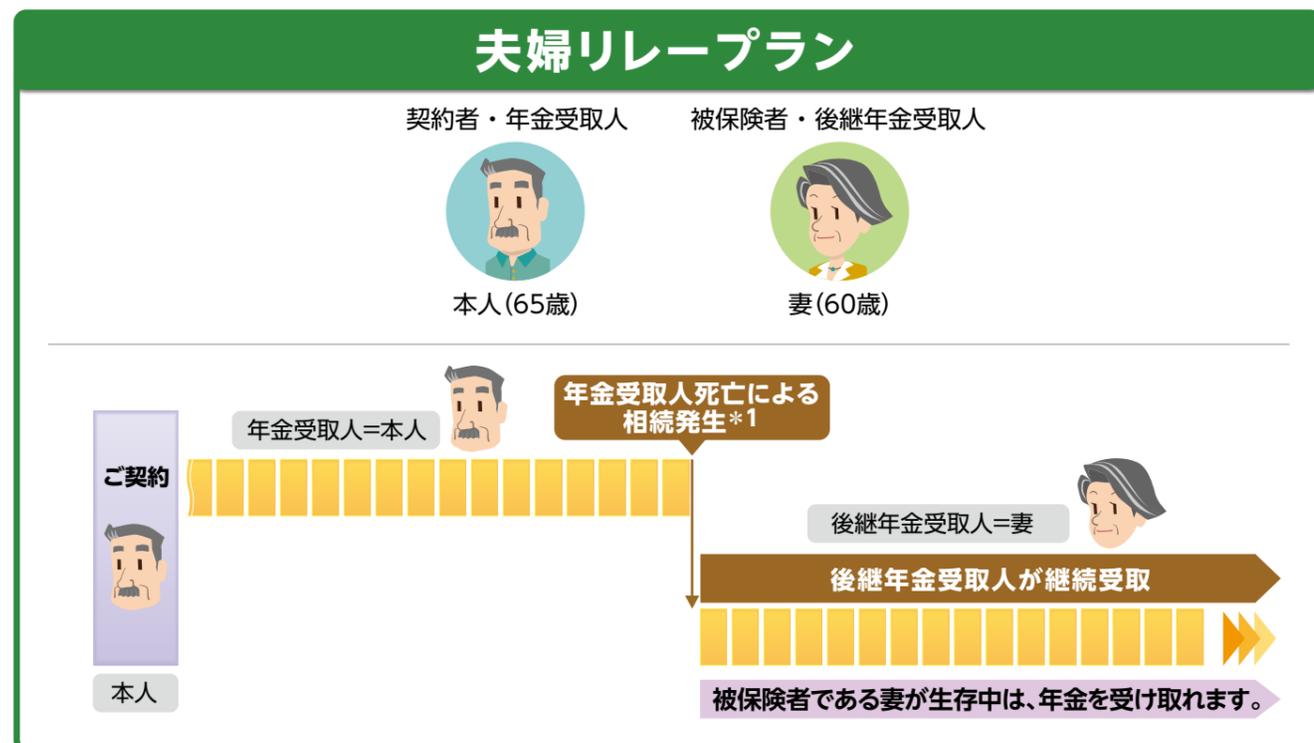
据置期間0年を選択した理由

すぐに受け取りたいので、据置期間は0年を選択。

リレープランについて

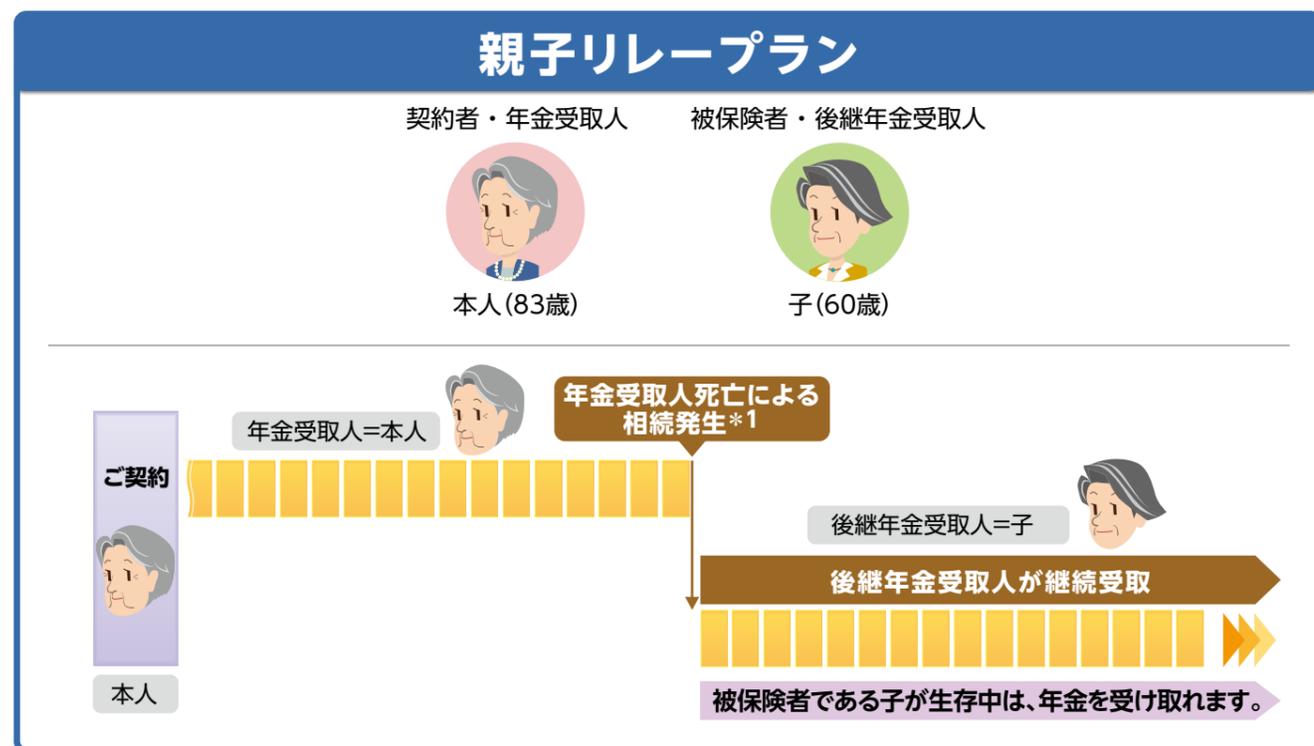
終身年金で、被保険者を配偶者やお子さまにすることで、年金受取人が死亡された後も被保険者が生存している間は、後継年金受取人として配偶者やお子さまが引き続き年金を受け取ることができます。

【リレープランのご契約例:終身年金を選択した場合】



本人

後継年金受取人=妻



本人

後継年金受取人=子

*1 年金受取人死亡による相続が発生した時点での年金受給権の評価額が、相続税の課税対象となります。

年金受給権の評価についてはP20

年金の受取通貨について

年金の受取通貨は、ご契約時につぎの **1** ~ **3** のいずれかをご選択いただけます。
(契約通貨が円の場合は **1** のみとなります。)
また、契約通貨が外貨の場合はご契約後に変更することもできます。

1 契約通貨でのお受け取り

<契約通貨が外貨の場合>

2 **1** を毎年、円換算してお受け取り

- ・年金支払日*2における円支払特約レート(TTM-50銭)で円に換算します。
- ・年金を円でお受け取りいただく際は、年金円支払特約を付加いただけます。

3 指定した為替レート(為替ターゲットレート)に基づき、毎年 **1** か **2** を自動判定してお受け取り

- ・為替ターゲットレートを設定いただく際は、年金円支払特約を付加いただけます。

*2 年金支払開始日の年単位の応当日となります。なお、据置期間0年の場合、第1回目の年金に限り、契約日の翌月の月単位の応当日となります。

為替ターゲットレートとは?

●年金支払日の円支払特約レートが上回る(円安)、または同じ場合は **2** で、下回る(円高)場合は **1** でお受け取りいただくための基準となる為替レートをいいます。

●為替ターゲットレートは、契約後、いつでも設定・変更・解除することができます。

【為替ターゲットレートによる年金受取のしくみ】

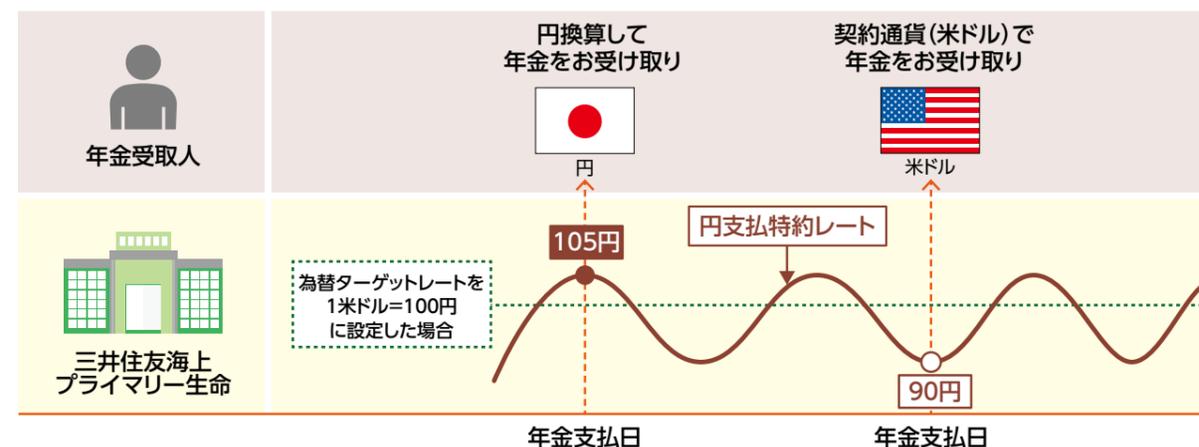
- 契約者*3に為替ターゲットレートを1銭単位で設定いただけます。設定後は契約者のお申し出により変更することもできます。
- 設定いただいた為替ターゲットレートに基づき、毎年の年金支払日に受取通貨が決定されます。
- 年金支払日の円支払特約レートと為替ターゲットレートを比較し、つぎのとおり取り扱います。

*3 年金支払開始日以後の場合、年金受取人となります。

【為替ターゲットレートのしくみ】

年金支払日*2の円支払特約レート	年金の受取通貨
為替ターゲットレートより上回る(円安)または同じ場合	円換算してお受け取りいただけます。
為替ターゲットレートより下回る(円高)場合	契約通貨建てでお受け取りいただけます。

<イメージ図> (「為替ターゲットレート:1米ドル=100円」に設定した場合)



税務のお取り扱いについて

本税務取り扱いの内容は2022年12月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取り扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

■ 年金の税制上のお取り扱い(契約者と年金受取人が同一人の場合)

毎年お受け取りになる年金は、**雑所得として所得税の課税対象**となります。つぎの方法で計算された雑所得金額が他の所得と合算され、総合課税により所得税が課税されます。

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受け取る円換算年金額} - \text{必要経費}$$

$$\begin{aligned} \text{必要経費} &= \text{その年ごとに受け取る円換算年金額} \times \text{必要経費割合} \\ \text{必要経費割合} &= \text{円換算一時払保険料} \div \text{年金総受取見込額} * 1 \text{ (小数点第3位以下切り上げ)} \end{aligned}$$

*1 終身年金の場合は、①円換算年金額×P20記載の余命年数*2 と ②円換算保証金額*3のいずれか大きい額
確定年金の場合は、円換算年金額×支払年数となります。
*2 据置期間0年の場合、①に第1回の年金に加えてお支払いする利息の円換算額を加算した額となります。
*3 死亡時保証なし型終身年金の場合、0になります。

年金受取時の課税の計算例

- 【前提条件】
- 契約者・被保険者・年金受取人同一
 - 被保険者の性別:男性
 - 契約年齢:65歳
 - 契約通貨:米ドル
 - 基本保険金額:100,000ドル
 - 円換算後の一時払保険料:1,000万円(換算為替レート:100円)
 - 据置期間:10年
 - 年金種類:死亡時保証100%型終身年金
 - 積立利率:2.00%
 - 年金額:7,700ドル
 - 第1回年金の支払日におけるTTM:105円
 - 第2回年金の支払日におけるTTM:110円
 - 年金円支払特約:なし

【年金額の計算】

$$\begin{aligned} \text{円換算年金額} \text{ 第1回} &= 7,700 \text{ドル} \times 105 \text{円} = 808,500 \text{円} \\ \text{円換算年金額} \text{ 第2回} &= 7,700 \text{ドル} \times 110 \text{円} = 847,000 \text{円} \end{aligned}$$

▶ 必要経費割合を計算します。

$$\text{必要経費割合} = \frac{\text{円換算一時払保険料}}{\text{年金総受取見込額}} = \frac{10,000,000}{10,500,000} = 0.96 \text{ (小数点第3位以下を切り上げ)}$$

年金総受取見込額
①808,500円×8(P20の余命年数表より)=6,468,000円
②100,000ドル×105円×100%=10,500,000円
⇒②>① よって10,500,000円

▶ 毎回の年金に対応する必要経費を計算します。

必要経費	第1回	円換算年金額	×	必要経費割合	円未満を切り上げ	=	776,160円
		808,500円		× 0.96			
必要経費	第2回	円換算年金額	×	必要経費割合	円未満を切り上げ	=	813,120円
		847,000円		× 0.96			

【雑所得の計算】

雑所得金額	第1回	=	その年ごとに受け取る円換算年金額	-	必要経費	=	32,340円
			808,500円		776,160円		
雑所得金額	第2回	=	847,000円	-	813,120円	=	33,880円
⋮			⋮		⋮		

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈並びにそれらの将来の変更等の事情により、異なることがあります。

【必要経費計算用の余命年数*4表(所得税法施行令 別表 余命年数表より抜粋)】

年齢(歳)	余命年数		年齢(歳)	余命年数		年齢(歳)	余命年数	
	男性(年)	女性(年)		男性(年)	女性(年)		男性(年)	女性(年)
50	27	32	65	15	18	80	6	8
51	26	31	66	14	18	81	6	7
52	25	30	67	14	17	82	5	7
53	25	29	68	13	16	83	5	6
54	24	28	69	12	15	84	4	6
55	23	27	70	12	14	85	4	5
56	22	26	71	11	14	86	4	5
57	21	25	72	10	13	87	4	4
58	20	25	73	10	12	88	3	4
59	20	24	74	9	11	89	3	4
60	19	23	75	8	11	90	3	3
61	18	22	76	8	10			
62	17	21	77	7	9			
63	17	20	78	7	9			
64	16	19	79	6	8			

*4 税務上の計算に使用するため、厚生労働省が発表している平均余命とは異なります。

■ 年金の税制上のお取り扱い(契約者と年金受取人が別人の場合)

年金の受取開始(年金の受給権取得)時に**贈与税*5の課税対象**となります。また毎年お受け取りになる年金は、**雑所得として所得税の課税対象**となります。

*5 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

年金受給権の評価...評価額は、年金種類に応じて下記のとおりとなります。

- 終身年金** A~Cのいずれか大きい額
- A 年金の一括支払の額(一括支払の取り扱いが可能な場合)
 - B 死亡時保証期間中の年金について、予定利率で計算した年金の現価
 - C 完全生命表で計算した余命期間中の年金について、予定利率で計算した年金の現価
- ※死亡時保証なし型終身年金の場合はCのみとなります。
- 確定年金** A Bのいずれか大きい額
- A 年金の一括支払の額
 - B 年金支払期間中の年金について、予定利率で計算した年金の現価

参考 年金所得者の申告不要制度

- 年金所得者にとって、確定申告は申告手続き自体が負担となることも多いため、2011年分の所得税から「確定申告不要制度」が導入されました。下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。
 - ① 公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下
 - ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ※①の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円超である場合は確定申告が必要です。
- ※②の所得金額とは①以外の総収入金額(給与所得・生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など)から必要経費などを差し引いた金額です。
- ※本制度は公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります(2015年分以後に限り)。
- ※本制度は2022年12月1日現在のものです、将来変更される可能性があります。
- ※住民税については、申告が必要な場合もあります。

⚠️ ご注意ください

■ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得額×2.1%」があわせてかかります。

■ 本ページでは、「かがやきの架け橋」の税務のお取り扱いの一部を説明しています。注意喚起情報P49~P50の「14.税金のお取り扱い」は次の通りです。もあわせてご確認ください。

ご契約および各種お取り扱いについて①

年金種類	死亡時保証なし型終身年金		死亡時保証80%型終身年金	確定年金
			死亡時保証100%型終身年金	
契約通貨	米ドル／豪ドル／円			
保険料の払込方法	一時払のみ			
一時払保険料				
最低	米ドル・豪ドル	5万ドル(1ドル単位)		
	円	500万円(1万円単位)		
最高	米ドル・豪ドル	10億円(契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)		
	円	10億円		
円入金特約を付加した場合	500万円以上10億円以下(1万円単位)			
外貨入金特約を付加した場合	払込通貨により上記最低額、最高額を適用します。 ※お取扱いは、米ドル⇄豪ドルに限ります。			
年金額	米ドル・豪ドル	契約日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円以下		
	円	3,000万円以下		
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	50歳～90歳		50歳～89歳	
年金支払開始年齢	50歳～90歳		51歳～90歳	
据置期間	0年～10年 ※契約者と年金受取人が同一人の場合に限り、据置期間0年を選択いただけます。		1年～10年 ※据置期間と年金支払期間の合計で40年未満とします。	
年金支払期間	終身		15・20・25・30・35年 ※年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択いただけません。	
契約日	一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日			
契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者			
年金受取人	被保険者もしくは契約者 ※据置期間0年の場合は、契約者に限ります。			
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族			
クーリング・オフのお取り扱い	クーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P44～P45をご覧ください。			
増額	お取り扱いいたしません。			

※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。詳しくは、P35をご覧ください。

年金種類	死亡時保証なし型終身年金		死亡時保証80%型終身年金	確定年金
			死亡時保証100%型終身年金	
一部解約	お取り扱いいたしません。			
解約				
据置期間中	基本保険金額を上限とした解約払戻金 ※据置期間0年の場合、ご契約の解約はできません。			
年金支払期間中	ご契約の解約はできません。			
被保険者死亡時のお取り扱い				
据置期間中	死亡保険金(基本保険金額の100%)			
年金支払期間中	死亡一時金はありませぬ。	死亡一時金 ※基本保険金額の80%または100%(保証金額)から既払年金累計額を控除した額	死亡一時金はありませぬ。 年金受取人(被保険者と年金受取人が同一人の場合は後継年金受取人)に、年金支払期間満了まで年金を引き続きお受け取りいただけます。	
年金の一括支払	年金の一括支払はありませぬ。	将来の年金等の一部に対する額*1を一括でお受け取り*2いただけます。 なお、既払年金累計額と年金の一括支払額を合計した額は、多くの場合、一時払保険料を下回ります。	年金支払期間の残存期間に対応する額を一括でお受け取りいただけます。(契約は消滅します。)	
付加できる特約				
遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受け取りにかえて年金形式で受け取ることができます。			
円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。			
外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル／豪ドル)で入金することができます。			
円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受け取ることができます。			
年金円支払特約	年金を円で受け取ることができます。			
指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。			

*1 死亡時保証期間の残存期間に対応する額をいいます。

*2 死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合、年金支払を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受け取りいただくことはできません。死亡時保証期間とは、被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。

ご契約および各種お取り扱いについて②

■ 年金の分割支払について

年1回お受け取りいただく年金は、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)のお申し出により、分割してお受け取りいただけます。お選びいただける分割支払回数およびその支払日は次のとおりとなります。

お選びいただける分割支払回数および分割支払日

- 年2回** 年金支払日の6ヵ月後および12ヵ月後の月単位の契約応当日
- 年6回** 年金支払日の2ヵ月後、4ヵ月後、6ヵ月後、8ヵ月後、10ヵ月後、12ヵ月後の月単位の契約応当日
- 年12回** 年金支払日の翌月以後の毎月の月単位の契約応当日

【例】年金支払日が4/1の場合

	年金支払日	分割支払日												
		4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1
年2回	お支払いは							●						●
年6回	ありません			●		●		●		●		●		●
年12回		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※分割支払額は、年金額に所定の利息を付した上で各回の支払額が均等になるように計算した額とします。

- 年金支払期間中に年金の分割支払回数を指定・変更・解除する場合、次に迎える年金支払日の年金から反映されます。
- 年金を分割でお受け取りいただく場合、1回あたりの分割支払額は、契約通貨が米ドルの場合500米ドル／豪ドルの場合500豪ドル／円の場合50,000円以上となるような分割支払回数をご選択いただけます。
- 分割支払中に契約が消滅した場合、または年金の一括支払が行われた場合で、分割された年金の未払分がある時は、未払分を一括して年金受取人にお受け取りいただけます。
- 契約通貨が外貨の場合
 - 【円でのお受け取りを選択している場合】
契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)で円に換算してお受け取りいただけます。
 - 【為替ターゲットレートを設定している場合】
契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)と為替ターゲットレートを比較し、契約通貨または円でお受け取りいただけます。

■ 終身年金受取時のお手続について(生存確認書類のご提出)

終身年金のお受け取りにあたり、つぎの場合は生存確認書類をご提出いただけます。

年金種類	生存確認書類が必要な場合
死亡時保証なし型	毎年の年金受取時 ※据置期間0年の場合、初年度の生存確認はありません。
死亡時保証80%型 死亡時保証100%型	死亡時保証期間*1経過後の年金受取時

*1 被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から、支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。

※毎年の年金支払日を迎える前に、三井住友海上プライマリー生命より生存確認に関するご案内を送付いたしますので、お手続きください。また、生存確認書類として健康保険証の写し等をご提出いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■ 諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、P41～P42をご覧ください。

■ 解約・年金の一括支払について

年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。**年金支払開始日以後(据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後)は解約することができません。**

また、**死亡時保証80%型** **死亡時保証100%型** **確定年金** において、年金支払開始日以後、年金を一括で受け取ることができます。(**死亡時保証なし型** は年金の一括支払はありません。)

解約・年金の一括支払についての詳細は、P37～P39をご覧ください。

■ 積立利率と為替レートのお問い合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率 年金額等を計算するために、契約日、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じて定める利率です。

指標金利 積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。

為替レート 円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル⇄豪ドル)で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*2です。

*2 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。外貨入金特約は米ドル(USD)・豪ドル(AUD)とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104

最新の積立利率・
為替レートはこちら▶



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

ご契約および各種お取り扱いについて③

■ 死亡保障について(被保険者が死亡された場合)

■ 据置期間中

基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。

■ 年金支払期間中

死亡時保証 100%型 **死亡時保証 80%型** の死亡時保証期間中

保証金額から既払年金累計額を控除した額を死亡一時金として、年金受取人(被保険者=年金受取人の場合は後継年金受取人)にお受け取りいただきます。

■ 確定年金 の年金支払期間中

年金受取人(被保険者=年金受取人の場合は後継年金受取人)に、年金支払期間満了まで年金を引き続きお受け取りいただきます。

■ 指定代理請求人について

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方です。

※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。

※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)のご請求を行うことはできません。

たとえばこんなとき・・・

- 年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- 年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと

年金等の請求手続きは**年金受取人**からの請求が必要です。そのため、本人が意思表示できない場合、**年金等の請求手続きが難しくなります。**

指定されていれば

指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受取ることができます。
※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

■ 指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。



※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

■ 後継年金受取人について

年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引き継ぐ方です。あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受け取ることができます。

たとえばこんなとき・・・

- 年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

指定されていないと

年金または死亡一時金を受け取る権利の承継順位は次のとおりです。

- ①被保険者
- ②被保険者の配偶者
- ③年金受取人の法定相続人

そのため、**遺したい方に遺せないかもしれません。**

指定されていれば

後継年金受取人が年金または死亡一時金を受け取ることができます。

■ 後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。



※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

参考 3親等以内の親族および6親等以内の血族の範囲

<指定範囲>



アフターサービスについて

■ ご契約後にお届けする書類について

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	<p>保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等</p> <p>契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。</p>
据置期間中 (据置期間0年以外)	<p>ご契約状況のお知らせ</p> <p>毎年1回、契約者あてにご案内*1します。</p> <p>*1 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。</p>
年金受取前 (据置期間0年以外)	<p>年金受取に関する請求書類</p> <p>契約者あてに郵送します。</p> <p>※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">年金受取人と契約者が同一人の場合</p> <p>年金受取に関するご案内</p> <p>契約者あてに郵送します。</p> <p>※年金振込口座の変更や年金の受取通貨などの変更がなければ、ご案内の内容で年金を支払います。</p>
年金受取中	<p>年金証書／お支払通知書</p> <p>1回目の年金支払時、年金証書を郵送します*2。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。</p> <p>*2 据置期間0年の場合、ご契約後、保険証券に同封します。</p>

■ Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

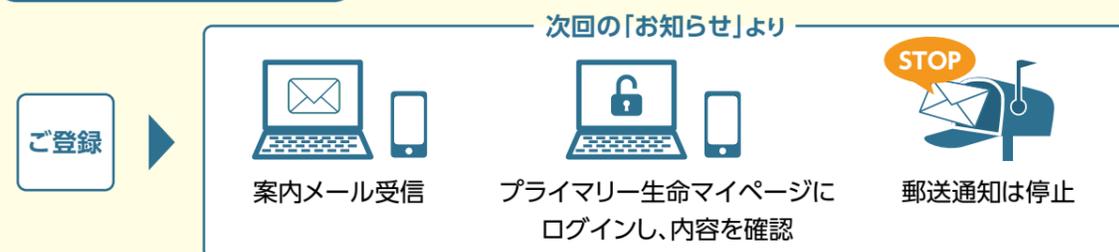
三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*3をご提供しています。

*3 ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

● ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を书面で郵送します。

ご契約状況のお知らせWeb



※ご登録後、郵送通知に戻す場合はプライマリー生命マイページからお手続きください。

■ お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

🖥️ ホームページ プライマリー生命マイページ

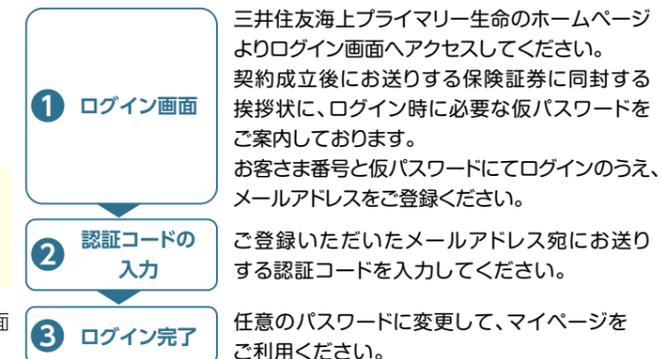
- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページから、ご利用いただけます。



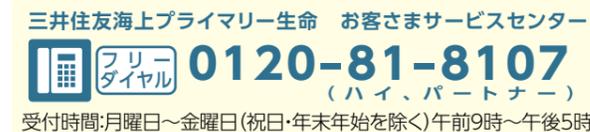
※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

【ご利用までの流れ】



☎️ お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ



※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問い合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご家族登録サービス



契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族からも**ご契約内容の照会**が可能となるサービスです。ご登録は無料です。ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から**契約者1名につき1名のみ**ご登録いただけます。(国内居住の方、成人に限ります。)

とっても便利!

ご契約状況のお知らせWebなら...

便利で快適!

- いつでもどこでもスマートフォンやパソコンからご覧いただけます。
- 画面上で文字や画像を拡大することができます。

管理が簡単!

- 書類の保管や廃棄の手間がなくなります。
- スマートフォンやパソコンに保存したり、印刷することができます。

地球にやさしい!

- 紙の使用量削減により、地球環境保護につながります。

詳しくは、三井住友海上プライマリー生命ホームページをご確認ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項の内、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険の仕組みは次の通りです。

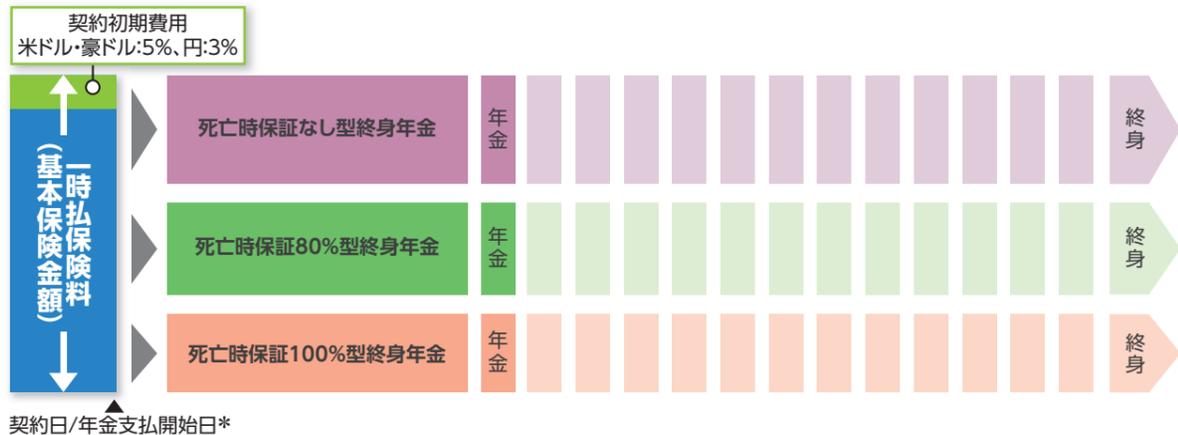
この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル・円）と据置期間、年金種類をご選択いただき、契約日の積立利率により契約通貨建てで運用しながら、年金支払開始日前の死亡保障や解約払戻金を抑え、将来の年金額を大きくする仕組みの一時払の生命保険商品です。

『かがやきの架け橋』の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

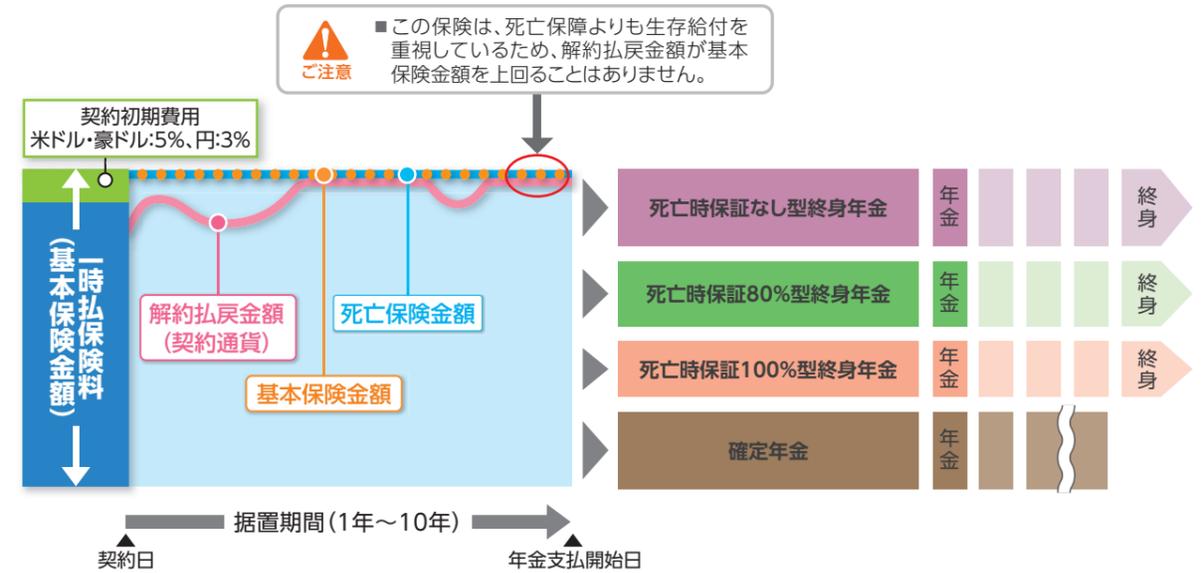
※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.43の「2.市場の変動により損失が生じるおそれがあります。」をご参照ください。

【据置期間0年の場合のイメージ図(据置期間なし)】



* 第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。
 ※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。
 ※ 据置期間0年の場合、確定年金を選択することはできません。

【据置期間1年～10年の場合のイメージ図(据置期間あり)】



※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

2 年金種類については次の通りです。

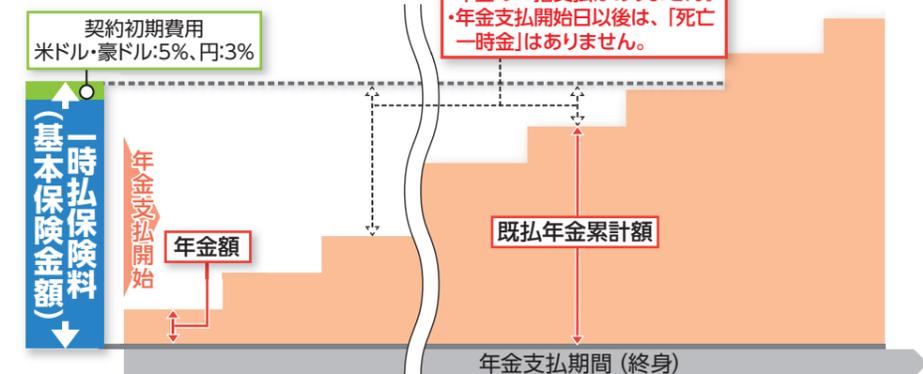
この保険では、死亡一時金の有無と給付水準（保証割合）が異なる3つの終身年金および確定年金からご選択いただけます。年金のお支払いは、年1回、または年2回、年6回、年12回に分割してお支払いすることができます。

● 死亡時保証なし型終身年金

年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、毎年の契約応当日に、同額の年金＜*＞を一生涯（終身）にわたってお受け取りいただけます。

＜*＞ 据置期間が0年（年金支払開始日＝契約日）の場合、第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。



ご注意

- ・ この年金には、将来の年金のお支払いにかえて一括で年金を受け取る年金の一括支払はありません。
- ・ この年金には、年金支払期間中に被保険者が死亡された場合の死亡一時金はありません。したがって、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額が一時払保険料を下回る場合があります。

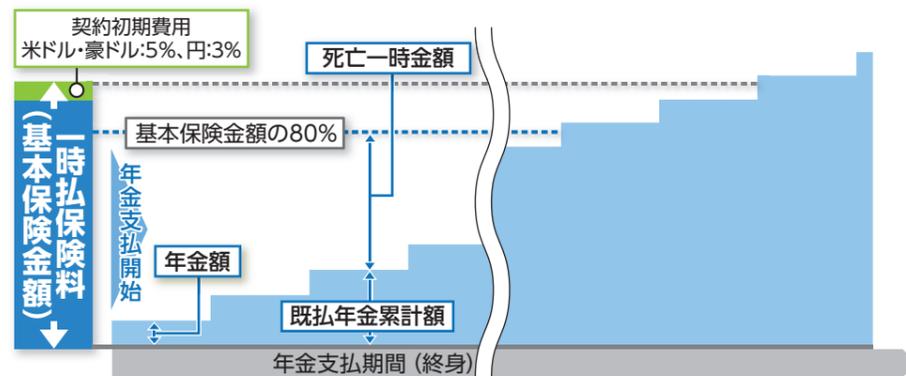
● 死亡時保証80%型終身年金、死亡時保証100%型終身年金

- ・ 年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、毎年の契約応当日に、同額の年金＜*1＞を一生涯（終身）にわたってお受け取りいただけます。
- ・ 年金支払開始日以後、被保険者が死亡された場合、保証金額（基本保険金額に保証割合を乗じた額）からすでに支払事由の発生した年金の累計額（以下、既払年金累計額）を控除した額（死亡一時金）をお受け取りいただけます（既払年金累計額が保証金額以上の場合には死亡一時金はありません）。
- ・ 将来の年金および死亡一時金のお支払いにかえて、死亡時保証期間＜*2＞の残存期間に対応する額を一括でお受け取りいただくことができます。一括でお受け取りいただいた場合でも、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合には、再び年金をお受け取りいただけます。

＜*1＞ 据置期間が0年（年金支払開始日＝契約日）の場合、第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。

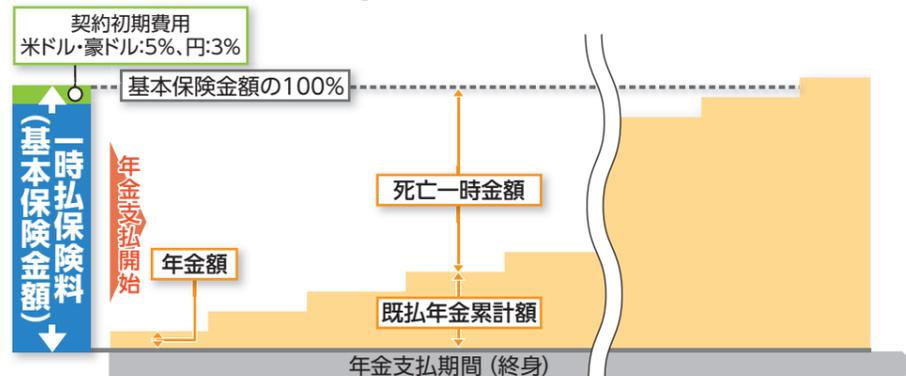
＜*2＞ 被保険者が死亡されたときに死亡一時金をお受け取りいただける期間をいい、第1回年金支払開始日から支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間となります。

【死亡時保証80%型終身年金のイメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

【死亡時保証100%型終身年金のイメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。



ご注意

- ・ この年金は、将来の年金および死亡一時金のお支払いにかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになるため、一括支払額が死亡時保証期間の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を多くの場合下回ります。
- ・ 死亡一時金を支払うための費用を死亡時保証期間中に責任準備金から控除します。
- ・ 死亡時保証80%型終身年金の場合、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額と死亡一時金額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。
- ・ 死亡時保証期間経過後は、死亡一時金のお支払いや、将来の年金のお支払いにかえての年金の一括支払はありません。

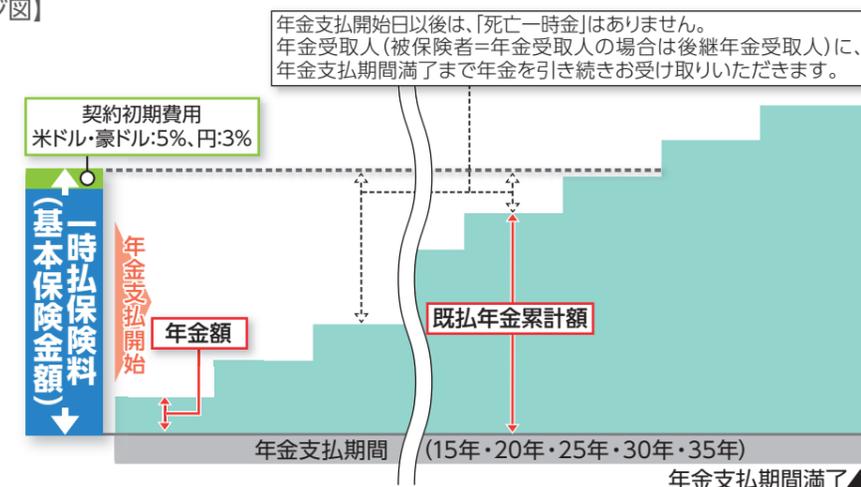
● 確定年金【年金支払期間：15年、20年、25年、30年、35年】

- ・ 年金支払開始日以後、設定された年金支払期間中、年金をお受け取りいただけます。
- ・ 年金支払開始日以後、被保険者が死亡された場合、年金支払期間満了まで年金を引き続きお受け取りいただけます。なお、被保険者と年金受取人が同一人の場合は、後継年金受取人にお受け取りいただけます。
- ・ 将来の年金のお支払いにかえて、年金支払期間の残存期間に対応する額を一括でお受け取りいただくことができます。

※ 据置期間を1年から10年の間で選択いただけます。（0年の場合は選択できません。）また、据置期間と年金支払期間の合計は40年未満であることが必要です。

※ 年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択いただけません。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。



ご注意

この年金は、将来の年金のお支払いにかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになるため、一括支払額が、年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価相当額を多くの場合下回ります。

3 積立利率については次の通りです。

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日を設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じて異なり、据置期間および年金支払期間を通じて適用し、変更されることはありません。
- 積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。
※ 詳細については、「注意喚起情報」P.41の「1. 諸費用に関する事項の概要については次の通りです。」をご確認ください。
- 将来の年金および死亡保険金等を支払うために積み立てる積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に積立利率を適用して経過した年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法で計算し、積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、据置期間満了時における解約払戻金額の、一時払保険料に対する実質的な利回り(年複利)とは異なります。

4 保障の内容は次の通りです。

死亡保険金	年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。
死亡一時金 (死亡時保証80%型終身年金 /死亡時保証100%型終身年金)	年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合、保証金額から既払年金累計額を控除した額を死亡一時金として、年金受取人にお受け取りいただけます。
年金の継続支払(確定年金)	年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合、年金支払期間満了まで年金を引き続きお受け取りいただけます。なお、被保険者と年金受取人が同一人の場合は、後継年金受取人にお受け取りいただけます。



ご注意

- 免責事由に該当するときには、死亡保険金または死亡一時金のお支払いができません。 免責事由についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 死亡時保証なし型終身年金および確定年金については、死亡一時金はありません。

5 この保険には配当金はありません。

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 この保険の主な特約は次の通りです。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払します。

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払い込みいただけます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日<*>における所定の為替レートを用いて外貨(米ドル/豪ドル)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

外貨建契約の保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)でお払い込みいただけます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日<*>における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算(豪ドル→米ドル/米ドル→豪ドル)し、一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日<*>における所定の為替レートとなります。

● 年金円支払特約

外貨建ての年金を、円でお支払いします。円に換算する為替レートは、年金の支払事由が発生する日<*>における所定の為替レートとなります。また、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)があらかじめ為替ターゲットレートを指定することで、指定した為替レートより毎年の年金支払日における所定の為替レートが円安または同じ場合は円で、円高の場合は契約通貨でお支払いします。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

<*> その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7 ご契約のお引き受けは次の範囲となります。

年金種類	死亡時保証なし型終身年金 死亡時保証80%型終身年金 死亡時保証100%型終身年金	確定年金	
契約通貨	米ドル/豪ドル/円		
一時払 保険料	最低	5万ドル(1ドル単位)または500万円(1万円単位)	
	最高	10億円 (契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)	
	円入金特約 を付加した 場合	500万円以上10億円以下(1万円単位)	
	外貨入金 特約を付加 した場合	払込通貨により、上記最低額、最高額を適用します。 ※ お取り扱い、米ドル→豪ドル、豪ドル→米ドルに限ります。	
年金額	3,000万円以下 (契約通貨が外貨の場合、契約日における 円支払特約で適用する為替レートで換算)		
契約年齢 (契約日における被保険者の 満年齢)	50歳~90歳	50歳~89歳	
据置期間	0年~10年 ※ 保険契約者と年金受取人が同一人の場合に限り、 据置期間0年を選択いただけます。	1年~10年 ※ 据置期間と年金支払期間の 合計で40年未満とします。	
年金支払期間	終身	15・20・25・30・35年 ※ 年金支払開始年齢が88歳 以上の場合、年金支払期間 35年は選択いただけませ ん。	
年金支払開始年齢	50歳~90歳	51歳~90歳	
保険料の払込方法	一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の 口座への送金となります。		
増額	お取り扱いいたしません		
一部解約	お取り扱いいたしません		

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

※ お取り扱いしない契約通貨と据置期間の組み合わせがある場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況をご確認ください。

8 年金種類別のお取り扱いは次の通りとなります。

死亡時、解約時および年金の一括支払時の取り扱いは、以下の通り年金種類によって異なります。

1. 据置期間中(年金種類にかかわらず共通となります)

据置期間	死亡保障	解約
1~10年	死亡保険金 (基本保険金額と同額)	基本保険金額を上限とした解約払戻金

※ 据置期間0年の場合、死亡保険金、解約払戻金はありません。

2. 年金支払期間中(年金種類によって異なります)

年金種類	年金の 解約	死亡保障	年金の一括支払
死亡時 保証 なし型 終身年金	ご契約の 解約はで きません。	お受け取りいただける金額はありません。 (死亡一時金・年金の一括支払はありません。)	
死亡時 保証 80%型 終身年金		死亡一時金 ※ 基本保険金額の80%(保証金額)か ら既払年金累計額を控除した額 なお、既払年金累計額と 死亡一時金額を合計した額は、 一時払保険料を下回ります。	将来の年金等の一部に対応する額 <*1>を一括<*2>でお受け取り いただけます。 なお、既払年金累計額と年金の一括支払 額を合計した額は、多くの場合、 一時払保険料を下回ります。
死亡時 保証 100%型 終身年金		死亡一時金 ※ 基本保険金額の100%(保証金額) から既払年金累計額を控除した額	
確定年金		死亡一時金はありません。 年金受取人(被保険者と年金受 取人が同一人の場合は後継年金 受取人)に、年金支払期間満了 まで年金を引き続きお受け取り いただけます。	年金支払期間の残存期間に対応する額を 一括でお受け取りいただけます。 (契約は消滅します。)

※ 終身年金に限り、年金支払開始日前に、年金種類を変更することができます。ただし、据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。また、終身年金から確定年金、確定年金から終身年金への変更はできません。

<*1> 死亡時保証期間の残存期間に対応する額をいいます。

<*2> 死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合、年金支払を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受け取りいただくことはできません。死亡時保証期間とは、被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。

9 解約、年金の一括支払をされる場合は次の内容をご注意ください。

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。なお、年金支払開始日以後(据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後)は解約することができません。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。
- 解約時の払戻金額は、次の通り計算されます。

解約払戻金額 = 市場調整価格

市場調整価格 = 解約日の積立金額<*1> - 市場調整額

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の積立金額}<*1> \times \left\{ 1 - \left[\frac{1+i<*2>}{1+j<*3>} \right]^{\text{調整月数}<*4>/12} \right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

<*1> 積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

<*2> iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利

<*3> jは、解約日において、契約内容が同一の保険契約に新たに加入する場合の積立利率の計算に用いる指標金利

<*4> 調整月数は、解約日から年金支払開始日までの月数、被保険者の年齢および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。

- 死亡時保証80%型終身年金、死亡時保証100%型終身年金および確定年金において、年金支払開始日以後(据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後)、死亡時保証期間(確定年金の場合は、年金支払期間)の残存期間に対応する額の一括支払を行う場合の一括支払額は、次の通り計算されます。

一括支払額 = 市場調整価格

市場調整価格 = $\frac{\text{死亡時保証期間中の年金等の現価に相当する金額(確定年金の場合は、将来の年金の現価に相当する金額)}}{\text{市場調整額}}$

$$\text{市場調整額} = \frac{\text{死亡時保証期間中の年金等の現価に相当する金額(確定年金の場合は、将来の年金の現価に相当する金額)}}{\left\{ 1 - \left[\frac{1+i<*5>}{1+j<*6>} \right]^{\text{調整月数}<*7>/12} \right\}}$$

▶ 市場調整額により、年金の一括支払に対応する資産の時価を反映させます。

<*5> iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利

<*6> jは、年金の一括支払の請求日において、契約内容が同一の保険契約に新たに加入する場合の積立利率の計算に用いる指標金利

<*7> 調整月数は、年金の一括支払の請求日から一括支払ができる期間の末日までの月数および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。



- ・ 解約払戻金額は、前頁の調整により一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・ 死亡時保証80%型終身年金および死亡時保証100%型終身年金における年金の一括支払額は、前頁の調整により、死亡時保証期間の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を下回る可能性があります。
- ・ 確定年金における年金の一括支払額も、前頁の調整により、年金の現価相当額を下回る可能性があります。
- ・ 死亡時保証なし型終身年金には、将来の年金の支払にかえて一括で年金を受け取る「年金の一括支払」はありません。

【解約払戻金の例】

<契約例> 被保険者の契約年齢:60歳 性別:女性
 一時払保険料(基本保険金額):100,000米ドル 契約通貨:米ドル
 積立利率:3.95% 契約日の指標金利:4.97%
 据置期間:10年 年金種類:死亡時保証80%型終身年金

(単位:米ドル)

経過年数	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				
	5.97% (+1%)	5.47% (+0.5%)	4.97% (±0%)	4.47% (-0.5%)	3.97% (-1%)
1年	88,797	93,627	98,745	100,000	100,000
2年	92,836	97,608	100,000	100,000	100,000
3年	97,085	100,000	100,000	100,000	100,000
4年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
5年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
6年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
7年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
8年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
9年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
10年	-	-	-	-	-

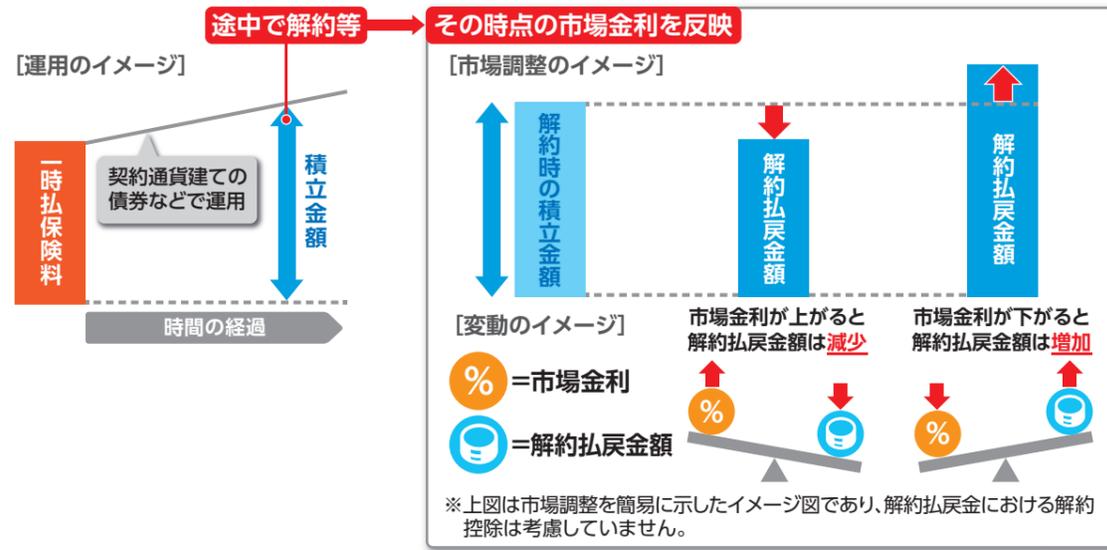
※ 上表は契約応当日を基準に計算して表示しています。

※ 経過年数10年は年金支払開始日のため「-」で表示しています。

※ ()内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

【市場調整について】

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



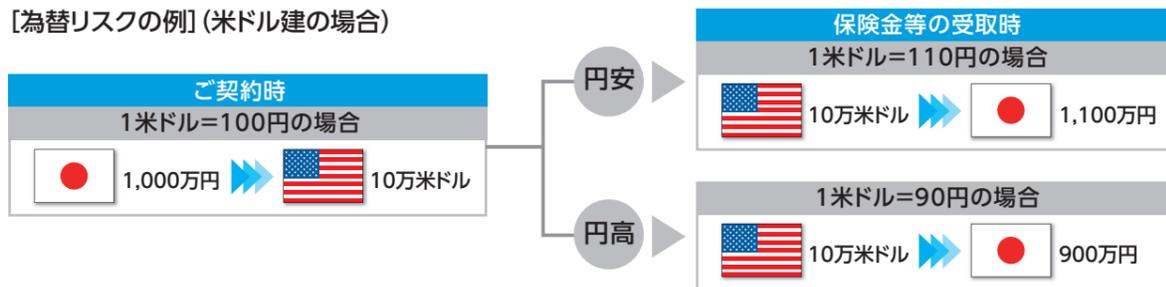
10 ご負担いただく費用は次の通りです。

諸費用については、「注意喚起情報」P.41の「1. 諸費用に関する事項の概要については次の通りです。」をご参照ください。

11 この保険には為替リスクがあります。

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受け取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受け取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.43の「2. 市場の変動により損失が生じるおそれがあります。」をご参照ください。

12 金銭の授受は原則契約通貨です。

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」の他、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要については次の通りです。

● ご契約時にご負担いただく費用

項目	目的	契約通貨	費用
契約初期費用	ご契約の締結等に必要費用	外貨	一時払保険料の5%
		円	一時払保険料の3%

● 積立利率の適用期間中にご負担いただく費用

・ 据置期間および年金支払期間に適用される積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じた指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

なお、この指標金利は契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等によって異なります。

・ 据置期間中、積立金額が基本保険金額を下回っている間は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振り込み、保険金等の受け取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と、保険金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM + 25 銭) ÷ (払込通貨のTTM - 25 銭)
保険金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

● 年金支払期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1% < * 1 >	年金支払日に責任準備金から控除
死亡一時金を支払うための費用 < * 2 >	死亡一時金を支払うための費用	被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。	死亡時保証期間中に責任準備金から控除

< * 1 > 上記費用は上限です。なお、契約日時点(遺族年金支払特約の場合は年金支払開始日時点)の費用を年金支払期間を通じて適用します。

< * 2 > 死亡時保証80%型終身年金、死亡時保証100%型終身年金のみに適用します。

● 解約時にご負担いただく費用

解約時にご負担いただく費用はありません。



2. 市場の変動により損失が生じるおそれがあります。

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金が一時的に下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により変動することとなります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。

解約の他に、死亡時保証80%型終身年金、死亡時保証100%型終身年金および確定年金において一括で年金を受け取る場合にも市場調整が適用され、一括支払額と既払年金累計額の合計が一時的に下回る場合があります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申し込みはできません。

契約者、被保険者、保険金・年金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申し込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

お申し込みの撤回または契約の解除をすることができます。（クーリング・オフ制度）

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申し出により、契約のお申し込みの撤回または契約の解除（以下、お申し込みの撤回等）をすることができます。

【書面】

書面によるお申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申し込みの撤回をする旨の意思表示	③申し込みの撤回を行います。
④お申し込みの撤回を希望する理由（任意）	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号（日中連絡先）	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者（申込者）フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者（申込者）氏名（自署）	⑫保険 太郎

【メール】

メールによるお申し込みの撤回等は、メールの発信時(送信時)に効力が生じます。
お申し出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)からとなります。

<お手続き方法>

三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・契約の解除)」内の「メールによるお申し出はこちら」よりお手続きいただけます。

お申し込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。)

円入金特約または外貨入金特約を付加<*>して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払い込んだ場合、返還する通貨はお払い込みいただいた通貨となります。(例えば、円入金特約を付加して円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。)

<*> 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申し込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申し込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申し込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター

(お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申し出はできません。)

フリーダイヤル 0120-125-104

受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申し込みの契約通貨(外貨)に交換して一時払保険料をお払い込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 告知は不要です。

この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

6 責任開始期、生命保険募集人の権限は次の通りです。

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾した時に成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

7 次のような場合、保険金等をお支払いできないことがあります。

被保険者が死亡されても、以下の通り保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当する時には、保険金等のお支払いができません。

重大事由によりご契約が解除された場合、死亡保険金をお支払いできないことがあります。代表的なものは次の通りです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をした時
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人(年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます)が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた時

詐欺による取り消しおよび不法取得目的による無効の場合、受け取った保険料は払い戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結した時に、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

8 解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。

解約による払戻金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した積立金額に対し、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.37の「9.解約、年金の一括支払をされる場合は次の内容をご確認ください。」をご参照ください。

9 保険金額等が削減されることがあります。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03 - 3286 - 2820) までお問い合わせください。

10 この保険には為替リスクがあります。

為替リスクについては、P.43の「2.市場の変動により損失が生じるおそれがあります。」をご参照ください。

11 この保険は生命保険商品です。

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

12 前記の他、次の事項にご注意ください。

■ 保険契約の乗り換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申し込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗り換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申し込みをお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引き受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引き受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引き受けはしていません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**
次のケースについても入院中に準じた取り扱いとなります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
 - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
 - (4) 余命宣告を受けた場合
 - (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

年金支払期間中の死亡保障について

死亡時保証なし型終身年金および確定年金には、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金はありません。

年金の種類が、死亡時保証なし型終身年金または死亡時保証80%型終身年金をご選択いただいた場合、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間によりお受け取りになる年金等の合計額が一時払保険料を下回る場合があります。

ご契約に際しては、こうした各年金種類の特徴をご理解のうえ、年金種類をご選択ください。詳細については、「契約概要」P.36の「8.年金種類別のお取り扱いは次の通りとなります。」をご参照ください。

13 保険会社の商号と住所等は次の通りです。

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

14 税金のお取り扱いはこちらの通りです。

この保険は、契約通貨が外貨の場合、次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とし、外貨での入出金においては、表中の通りとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
年金の一括支払		
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)

※ 確定年金を選択し、契約日より5年以内に解約をした場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。この場合の保険料の換算時為替レートは対顧客電信売相場 (TTS)、解約の換算時為替レートは対顧客電信買相場 (TTB) となります。円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回る場合があります。

一時払保険料の税務

お払い込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除<*1>」の対象となります。
<*1> 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し、以下のとおり課税されます。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	
終身年金	所得税(一時所得) + 住民税	

死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*2>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*2> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。なお、年金支払期間中の死亡一時金については、適用されません。

年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時	所得税(雑所得) + 住民税	
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税(一時所得) + 住民税
		終身年金	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税<*3>	
	毎年の年金支払時	所得税(雑所得) + 住民税	

<*3> 相続税法上の年金受給権の評価額に対し課税されます。

※ 年金受取人の死亡により後継年金受取人が年金を受取る場合、年金受給権の評価額には相続税が課税され、毎年の年金には所得税(雑所得) + 住民税が課税されます。ただし、「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」は適用されません。



- ・ 税金のお取り扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2022年12月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取り扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

15 お支払いに関する手続きにあたっては次の内容をご注意ください。

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください)。

16 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談、照会、苦情については下記までご連絡ください。

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル
0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00



17 この保険に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>) なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

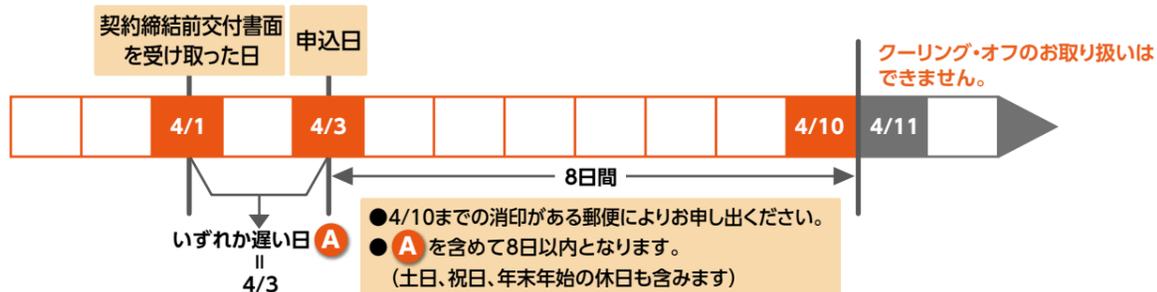


クーリング・オフ制度の対象です。 (お申し込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面またはメールにより契約のお申し込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P44～P45にてご確認ください。

【イメージ図】（書面で手続きする場合の例）



死亡時保証なし型終身年金をご選択の場合には、 ご留意事項があります。

死亡時保証なし型終身年金をご選択の場合、ご契約の成立に際しまして、三井住友海上プライマリー生命よりご契約の内容等について、ご確認くださいませ。



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「契約初期費用」、「積立利率の適用期間中にご負担いただく費用」、「外貨で契約を締結することで生じる費用」、「年金支払期間中にご負担いただく費用」がかかります。

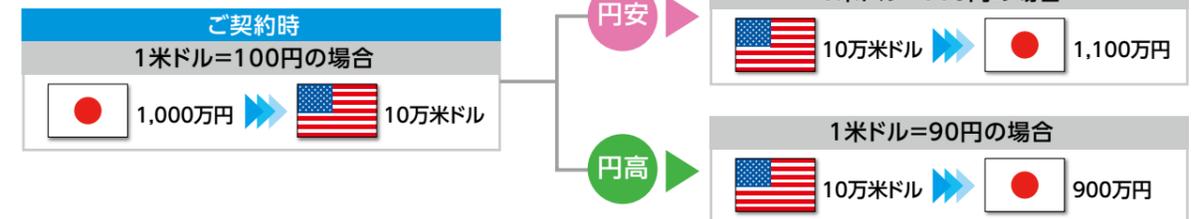
費用についての詳細は、「注意喚起情報」P41～P42にてご確認ください。



為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受け取りになる場合には、**為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。**

【為替リスクの例】（米ドル建の場合）

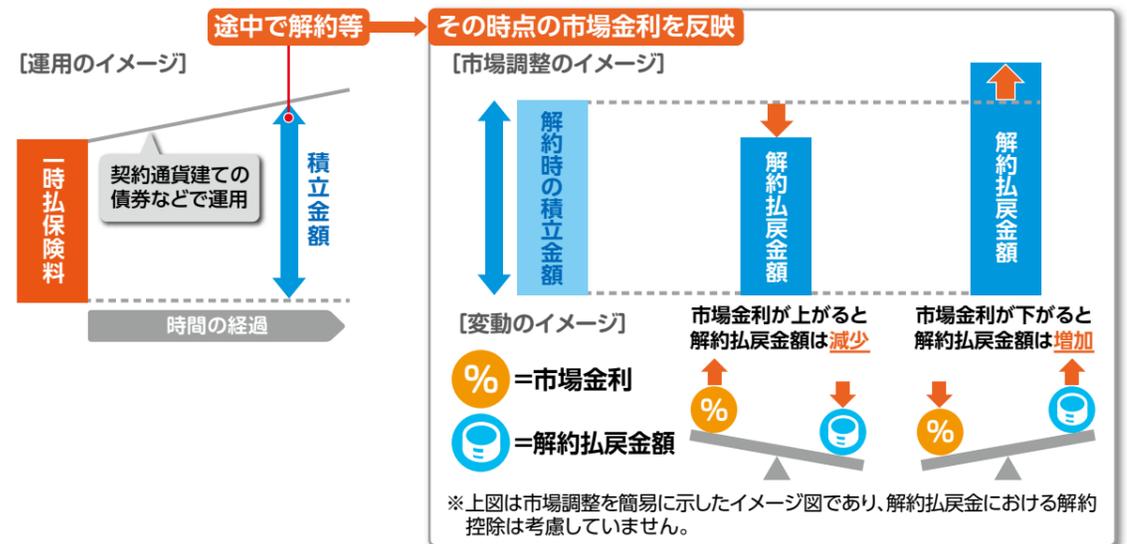


為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P43にてご確認ください。



解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。



解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P37～P39にてご確認ください。



外貨で受け取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受け取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



最後に、ご確認ください

選択いただく年金種類や据置期間によって、個別のご留意事項があります。

なし 80
100 確定

死亡時保証
なし型

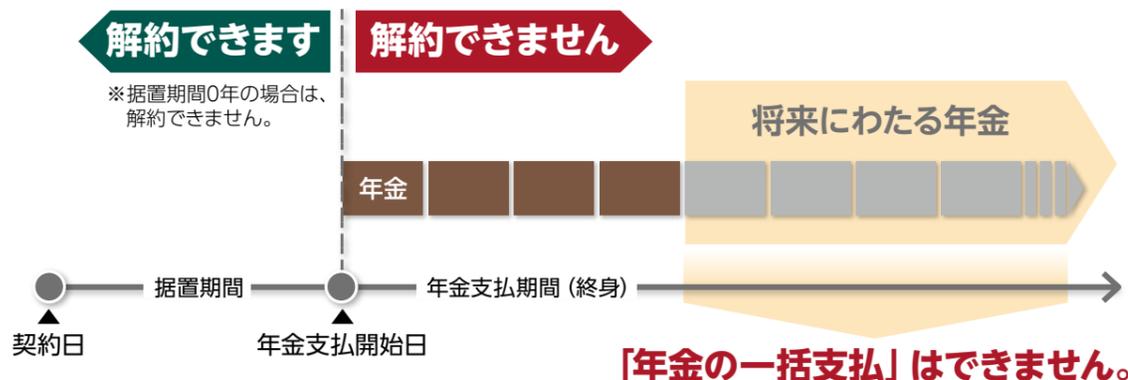
を選択される場合のご留意事項

- 年金支払期間中に被保険者の方が死亡された場合、**死亡一時金はありません**。そのため、年金支払開始日から被保険者の方が死亡された日までに**受け取られた年金の累計額(既払年金累計額)が一時払保険料を下回る場合があります、損失が生じる可能性があります**。

[イメージ図]



- 年金支払開始後は、ご契約を解約することができず、解約払戻金はありません。
- 将来にわたる毎年の年金のお受け取りにかえて一括で受け取る「年金の一括支払」はできません。



「死亡時保証なし型終身年金」は、長いセカンドライフを「より豊かに」そして「安心して」お過ごしいただくために、お客さまをサポートする年金です。そのため、年金のお受け取り開始後は死亡保障がなく、**ご家族にご資産を遺す目的には適していません**。また、お受け取りいただけるのは毎年の年金のみとなるため、**急に資金が必要になった場合などにお役立ていただくことができません**。お受け取りになる金額に対して一定の保証のある年金をご希望の場合は、他のタイプの年金もご検討ください。

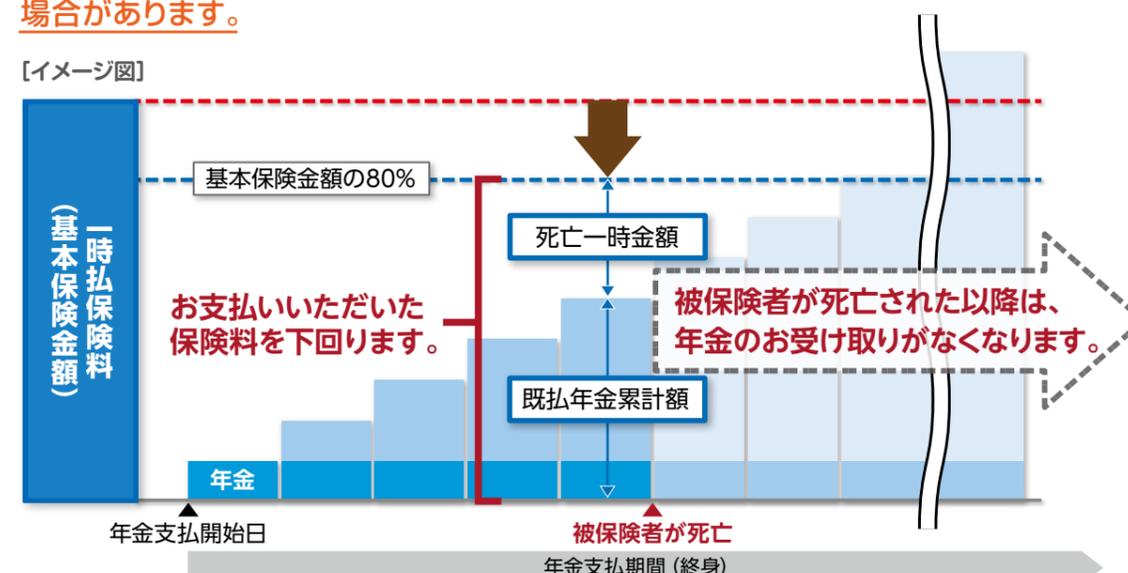
なし 80
100 確定

死亡時保証
80%型

を選択される場合のご留意事項

- 年金支払期間中に被保険者の方が死亡された場合、死亡一時金が支払われます。死亡一時金は、保証金額から既払年金累計額を控除した額となります。そのため、**死亡時保証80%型**を選択された場合、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、**既払年金累計額と死亡一時金額の合計が一時払保険料を下回る場合があります**。

[イメージ図]



なし 80
100 確定

死亡時保証
80%型

死亡時保証
100%型

確定年金

を選択される場合のご留意事項

将来の年金および死亡一時金のお受け取りにかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用されます。

- 死亡時保証80%型** および **死亡時保証100%型** における年金の一括支払額は、上記の調整により、死亡時保証期間中の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を下回る可能性があります。
- 確定年金** における年金の一括支払額は、上記の調整により、年金の現価相当額を下回る可能性があります。

0年

据置期間0年を選択される場合には、ご留意事項があります。

- 据置期間0年をご選択される場合、**年金種類の変更はできません**。
- 据置期間0年をご選択される場合、**解約はできません**。

Lined writing area for page 57.

Lined writing area for page 58.

